

第六十三回国会 農林水産委員会 議 録 第 五 号

昭和四十五年三月十八日(水曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

- 委員長 草野一郎平君
- 理事 安倍晋太郎君
- 理事 飯谷 忠男君
- 理事 三ツ林弥太郎君
- 理事 山田 太郎君
- 理事 鹿野 彦吉君
- 理事 熊谷 義雄君
- 理事 齋藤 邦吉君
- 理事 瀬戸山三男君
- 理事 中尾 栄一君
- 理事 松野 幸泰君
- 理事 渡辺 肇君
- 理事 田中 恒利君
- 理事 長谷部七郎君
- 理事 瀬野栄次郎君
- 合派 栄君

- 理事 小沢 辰男君
- 理事 丹羽 兵助君
- 理事 芳賀 貢君
- 理事 小平 忠君
- 理事 龜岡 高夫君
- 理事 小山 長規君
- 理事 澁谷 直藏君
- 理事 高見 三郎君
- 理事 福永 一臣君
- 理事 森下 元晴君
- 理事 角屋堅次郎君
- 理事 千葉 七郎君
- 理事 松沢 俊昭君
- 理事 鶴岡 洋君

出席國務大臣

農 林 大 臣 倉 石 忠 雄 君

出席政府委員

- 農林政務次官 渡辺美智雄君
- 農林大臣官房長 龜長 友義君
- 農林省農林經濟局長 小暮 光美君
- 農林省農政局長 池田 俊也君
- 農林省農地局長 中野 和仁君
- 食糧庁長官 森本 修君

委員外の出席者

農林水産委員会 松本健太郎君
調査室長

委員の異動

三月十七日
補欠選任
合派 栄君 春日 一幸君

第一類第八号

農林水産委員会議録第五号

昭和四十五年三月十八日

同日

補欠選任 春日 一幸君

補欠選任 合派 栄君

補欠選任 奥野 誠亮君

補欠選任 田澤 吉郎君

三月十七日

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(横路孝弘君紹介)(第一二五八号)

同外一件(小林進君紹介)(第一四六一号)

かんきつ農産物の保護に関する請願(山原健二郎君紹介)(第一三〇三号)

同外四件(田中恒利君紹介)(第一三三〇号)

同外五件(藤田高敏君紹介)(第一三三二一号)

愛媛県における米の作付制限反対等に関する請願(田中恒利君紹介)(第一三三二九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

○草野委員長 これより会議を開きます。
農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、両案の補足説明を聴取いたします。中野農地局長。
○中野政府委員 農地法の一部を改正する法律案につきましては、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法案を提出いたしました理由につきましては

は、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容の概略を御説明申し上げます。

まず第一に、農地法の目的に関する第一条の改正について御説明申し上げます。

現行の農地法は、農地改革の成果を維持し、いわゆる旧地主制に逆行することを防止するという使命をもって制定されたものであります。制定後今日までの十数年間にその使命を十分に果たしてきたものと評価されるのであります。しかしながら、最近における農業技術の進歩や社会経済事情の変化等から見ますと、さらに新しい時代の農業の要請にこたえ、農地がより生産性の高い経営によって効率的に利用されるようにすることが必要となっており、農地法の目的に「土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整すること」を追加することといたしております。

第二に、農業生産法人の要件緩和に関する第二条の改正について御説明申し上げます。

現行の農業生産法人の要件のうち、その法人の構成員以外の者からの借入地面積がその経営総面積の二分の一未満であること、その法人の常時従事者たる構成員が議決権の過半数を保有していること、その法人の必要労働力のうち雇用労働力の割合が一定率以下であること及び出資配当率が一一定の割合をこえないことという要件を廃止いたしまして、これらの要件にかえて、その法人の理事等業務の執行に当たる者の過半数がその法人への農地等の提供者であり、かつ、その法人の農業経営に必要な農作業に常時従事する構成員でなければならぬことといたしております。この改正は、集团的生産組織の育成と土地の効率的利用に資するものであると見られます。

第三に、農地等の権利移動の制限に関する第三条の規定の改正について御説明申し上げます。

その一は、農地等の権利を取得する場合の上限及び下限の面積制限の改正であります。これは、近年における農業技術の進歩、兼業化の進行等の情勢の変化に対応して、農地がより生産性の高い経営によって利用されるよう配慮したものであります。

まず、現行法では農地等の権利取得の結果農地についていえば、北海道では十二ヘクタール、都府県では平均三ヘクタールをこえることとなる場合には、権利取得者またはその世帯員が主として自家労働力により効率的に農業を行なうことができると認められるときでなければ許可できないこととしていたのを改め、農地等を取得しようとする者またはその世帯員がその取得後において農業の用に供すべき農地等のすべてについてみずから農業を行ない、かつ、その農業に必要な農作業に常時従事すると認められる場合には、面積及び雇用労働力についての制限をせずに許可できることといたしております。

次に、いわゆる下限面積制限については、現行制度では農地等の取得前における農地または採草放牧地の面積のいずれかが三十アール以上なければならぬことになっておりましたのを、その取得後五十アール以上の規模になれば、取得前の面積いかににかかわらず、農地等の取得を許可できることといたしております。なお、地域の実情に応じて、都道府県の区域を分けてこの面積の特例を定めることができる旨の現行の規定は、存続させることとしております。

その二は、国から売渡しを受けた農地等については、現行制度では永久に貸し付けることが禁止されておりましたが、売り渡し後相当の年数がたちますと事情も変わりますので、これを改め、売り渡し後十年を経たものについては、その効率的利用がはかられるよう貸し付けができることといたしております。

その三は、農地等の取得者に対してその土地を効率的に利用すべき旨の要請を強めることとし、通作距離等から見て農地等の取得後においてそれを効率的に利用して農業を行なうことができることを認められない場合には、許可しないこととしたしております。

その四は、農業協同組合法の一部改正法案において農業協同組合が委託を受けて農業経営を行なうことができることとして、これに対応して、その場合に農業協同組合が農地等の権利の取得をすることができるとしたのであります。なお、農業経営の委託に伴う農地等の権利の取得は、農業協同組合が委託を受ける場合に限り認めることとし、それ以外の場合にはこれを認めない旨の規定を設けることとしたしております。

その五は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等をはかるため農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人が農地等の権利を取得する場合には許可できることとしたとともに、その法人が農地保有合理化促進事業のために農地等を転貸する場合には許可できることとしたしております。

なお、以上のほか、農地等の権利移動の制限に關しましては、現行制度では小作地等はその土地の小作農等以外の者に譲渡できないことになってゐるのを改め、小作農等の同意がある場合にはその土地が農地等の買受け資格を有する第三者に譲渡されることを認め、差し押えまたは仮差し押えを受けた自作地等については、その後それが貸し付けられて小作地等となつても強制執行等によりその小作農等以外の者へ所有権が移転されることを認めることとしたしております。

また、農地等の権利移動についての許可権限につきましても、実情に即して整理することとし、農地等の権利を取得しようとする個人がその住所のある市町村内の農地等について権利を取得しようとする場合には農業委員会を許可権者とし、その他の場合、すなわち他市町村内の農地等の権利を取得する場合とか、権利を取得する者が法人である場合等においては、都道府県知事を許可権者と

いたしております。第四に、小作地等の所有制限の例外を定めておきます第七條の規定の改正について御説明申し上げます。

その一は、一定の要件のもとに、住所のある市町村の区域の外にある小作地の所有を認めることとしたしてあることとあります。すなわち、現行制度では住所のある市町村の区域の外にある小作地につきましても、その所有を認めていないのであります。農地の所有者及びその世帯員が耕作の事業に供すべき農地のすべてについて耕作の事業をやめ、他の市町村へ住所を移した場合には、それらの者が農業をやめるときに住所を有していた市町村内にある小作地で農業をやめる前それらの者が一定の期間所有していた農地については、北海道では四ヘクタール、都府県では平均一ヘクタールまでは不在村者として小作地を所有できることとしたしております。また、その農業をやめたときのその小作地の所有者からその小作地を承継した一般承継人についてもその小作地の所有を認めることとしたしております。これはいわゆる旧地主制の復活を意味するものではなく、他産業に従事しようとする農家が他市町村へ住所を移しやすくし、農地が効率的に利用されるよう配慮したものであります。

その二は、従来農業生産法人が耕作の用に供している小作地につきましても、農業生産法人の常時従事者である構成員が所有する農地であつてその者の住所のある市町村内にあるものをその法人に貸し付ける場合に限り小作地の所有制限をしないこととしております。農業生産法人の構成員であれば、その法人に貸し付けている農地については、その所在地がその構成員の住所のある市町村の区域内にあるものであつても、またその区域外にあるものであつても、小作地の所有制限をせずその所有を認めることとして、農地の効率的な利用に資することとしたしております。

その三は、農業協同組合が農業経営の委託を受けて耕作の事業に供している小作地及び農業協同組合の共同利用施設の用に供している小作地については、それぞれその所有者に対し、その小作地の所有制限をせずその所有を認めることとしたしております。

その四は、農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人に貸し付けられている小作地につきましても、その所有者に対し小作地の所有制限をせず、この法人が農地を借りやすくし、農地保有の合理化に資することとしたしております。

その五は、都市計画法による市街化区域内の小作地につきましても、あらかじめ転用のため届け出をして取得したものを所有制限をしないこととなつておりますが、市街化区域の性格にかんがみまして届け出の有無にかかわらず所有制限をしないこととしたしております。

その六は、近年農業経営における採草放牧地になつて役割りが変化してきたことにかんがみ、小作採草放牧地につきましても、その所有制限を廃止することとしたしております。第五に、農地等の質貸借の制限を定め、現行制度では、農地等の質貸借の解除、解約または更新の拒絶をしようとするときは、民事調停法による農事調停によつて合意解約が行なわれる場合及び信託事業にかかる信託財産につき解約の申し入れ等が行なわれる場合は、当事者は都道府県知事の許可を受けなければならぬこととされておりますが、この規制を緩和いたしまして、農地等の所有者が農地等を貸しやすくするたため、次の場合には許可を要しないこととしたしております。

その一は、農地等の質貸借につきその農地等を引き渡すこととなる期限前六カ月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものに基づいて質貸借の解約をしようとする場合であります。

その二は、十年以上の期間の定めのある質貸借につきその期間満了の一年前から六カ月前までの間にその更新をしない旨の通知をする場合であります。

その三は、水田裏作を目的とする質貸借につきその更新をしない旨の通知をする場合であります。

第六に、小作料の規制を定めております第二十一条から第二十四条までの規定の改正について御説明申し上げます。

農業者の経済的社会的地位が向上し、また雇用の機会が増大した現在では、当事者の自由な契約にゆだねても戦前のような高額の小作料が発生する余地は一般的にはないものと判断されること、最近において農業生産、農業経営が多様化してきて、従来のような画一的な農地一筆ごとの小作料の最高額統制制度を廃止することとし、これに關連して小作料の規制に關する所要の規定を整備することとしたのであります。

その一は、農業委員会が農地一筆ごとの小作料の最高額を定める旨を規定した第二十一条を廃止するとともに、この統制額に違反する契約についてはその統制額を小作料の額と定めたものとみなすこととされている第二十二條を廃止し、これらの規定にかえて、小作料は定額金納で契約すべき旨及びこれに違反する定めはその効力を生じない旨の規定を設けることとしたしております。

その二は、小作料の増額または減額の請求権の規定を設けることとしたのであります。これは、小作料の額が農産物の価格や生産費の上昇もしくは低下その他の経済事情の変動により不相当となつたとき、または近傍類似の農地の小作料の額に比較して不相当となつたときは、当事者は小作料の額の増減を請求することができることとし、増額については協議がととのわないときは、増額の請求を受けた耕作者はみづから相当と認める額のの小作料を支払うことをもって足りることとし、減額については協議がととのわないときは、減額の請求を受けた土地所有者はみづから相当と認

める額の小作料の支払いを請求することができるといってあります。そして、増額または減額を正当とする裁判が確定した場合には、すでに支払った小作料の額との過不足額に年割の割合による利息を付して精算すればよいことといたしてあります。

その三は、農業委員会による小作料の標準額の設定及び小作料の減額の制度を設けることとしたこととあります。まず、農業委員会は、その区域内の農地につきは田畑別、上中下別等必要な区分をいたしまして、その区分ごとの農地につき経営規模、経営能力等において通常の農業経営が行なわれたとした場合における生産量、生産物の価格、生産費等を参酌し、耕作者の経営の安定をはかることを旨として小作料の標準額を定めることができることといたしてあります。そして、その小作料の標準額に比較して著しく高額であると認められる小作料を定めた契約があるときは、農業委員会は当事者に対してその小作料の減額を勧告することができることといたしてあります。

その四は、以上のような小作料の規制についての改正を行なうにあたり、現存の小作料の小作料につきましては、その小作料の経営に急激な変化を与えることを避けるため、この法律の施行の日から十年をこえない範囲内において政令で定める日まではなお小作料の最高額統制に関する制度を継続することとし、その最高額の基準については、農林大臣が毎年検討を加えて必要があるときはその変更を行なうことといたして、附則第八項及び第九項にこの旨の経過規定を設けることといたしてあります。

第七に、国からの農地または採草放牧地の売り渡しについて定めておきます第三十六条の規定の改正について御説明申し上げます。

これは、現行制度では市町村、農業協同組合等の団体に売り渡すことのできる土地は共同利用することが適当な採草放牧地に限定されており、その土地の効率が進む

んでまいってありますことを考慮いたしまして、共同利用することが適当な農地についても団体に対し売り渡すことができることといたしてあります。

第八に、和解の仲介制度について第二章に一節を設けることといたしてありますので、この制度につき御説明申し上げます。

これは、農地等の利用関係の紛争が民事調停または裁判によらなくても簡便に解決できるように、当事者の双方または一方から申し立てがあったときは、農業委員会が和解の仲介を行なうことといたしたものであります。この和解の仲介は、農業委員会の委員のうちから農業委員会の会長が事件ごとに指名する三人の仲介委員により行なうこととし、都道府県知事の許可を要することとされる事項について和解の仲介を行なう場合には、仲介委員は都道府県の小作主事の意見を聞かなければならないものといたしてあります。

なお、農業委員会が和解の仲介を行なうことが困難または不適当であると認めるときは、都道府県知事による和解の仲介ができることといたしてあります。

第九に、開拓財産である道路、水路等の譲与に関する第七十四条の二の規定について御説明申し上げます。

開拓財産である道路、水路、ため池等につきましては、現在有償で売り渡すこととなっており、これを改めまして、これらの財産の性格にかんがみ、その用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、市町村、土地改良区等に無償で譲与することができることといたしてあります。

第十に、草地利用権設定制度について第三章に一節を設けることといたしてありますので、この制度の概要について御説明申し上げます。

これは、畜産物に対する需要の増加に対応して飼料の生産基盤の拡大強化をはかるための制度であります。

まず、市町村または農業協同組合は、その住民

または組合員の共同利用に供するため、牧草の栽培またはこれに付随して家畜の放牧を行なうことを目的とする土地についての賃借権を取得する必要があるときは、都道府県知事の承認を受けて、その土地の所有者等に対し、草地利用権の設定に関する協議を求めることができることといたしてあります。この場合に都道府県知事が承認できるのは、その土地が自作農の創設に供されるものならば国による未墾地買収の対象となり得る土地である等、一定の要件に適合するものである場合に限りことといたしてあります。

次に、この承認を受けた市町村または農業協同組合は、土地所有者等と草地利用権の設定に関する協議をすることとなりますが、これがととのわなない場合には、都道府県知事の裁定を申請することができることといたしてあります。この場合には、都道府県知事は、土地所有者等に意見書を提出する機会を与え、その土地の利用の状況、利用計画等を考慮しても、なお草地利用権の設定を望む市町村または農業協同組合が共同利用に供するに必要かつ適当であると認めるときは、草地利用権を設定すべき旨の裁定をするものとしていたしてあります。

なお、草地利用権は設定の初めから通算して二十年をこえない範囲内で更新することができることといたしてあります。

また、草地利用権の存続期間が三年以上にわたるときは、その土地の所有者等は、都道府県知事に対し、草地利用権を有する者がその土地等を買収する旨の裁定を申請することができることといたしてあります。草地利用権を有する者が正当な事由がなく引き続き二年以上草地利用権が設定されている土地をその目的に供しなかつた場合には、草地利用権を解除することができることといたしてあります。草地利用権の譲渡等の禁止の規定等を設けることといたしてあります。

最後に、第八十三条の二におきまして、農地等の無許可転用者または転用許可の条件に違反して

いる者等に対し、農林大臣または都道府県知事は工事の停止命令等違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることができることといたしてあります。

以上をもちまして、農地法の一部を改正する法律案についての補足説明を終わります。

○草野委員長 池田農政局長

○池田政府委員 農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容の概略を御説明申し上げます。

第一に、農協による農業経営の受託事業につきましては、この事業の性格にかんがみ、事業主体を出資制の農業協同組合とするに、他の事業とあわせ行なわなければならないこととしてあります。なお、この事業の実施につきましては、受託農地の集約的な利用や、高性能機械施設の使用などにより、効率的な経営が実現されるように指導してまいりたいと考えてあります。

第二に、農事組合法人制度につきましては、農業経営を行なう農事組合法人につき、最近における諸情勢の変化に即応し、農民の協同組織という基本的性格を保持しつつ、他の生産組合制度との均衡をも考慮して、組員資格及び員外従事者に関する制限を緩和することとしてあります。すなわち、定款で定めた場合には、加入の後に農民でなくなった者等については、その農事組合法人と関係においては組員たる資格を有するものとし得ることとするに、これによって組員たる資格を有するものとされる者の数は、定款変更等特別議決の場合の議決要件などを勘案して、総組員の三分の一をこえてはならないこととしてあります。また、員外従事者の数につきまして、常時従事者の五分の一以内という現行の制限を二分の一以内に緩和することとしてあります。

第三に、組合による土地の取得等に関する規定につき、組合による農業の目的に供するための土

地の供給事業につきましては、農地の売り渡し、貸し付けまたは交換の事業が行ない得るよう道を開くものであり、農業経営規模の拡大、農地の集約化等に資しようとするものでありますが、これにつきましては農地法の規制のもとに同法改正案により新たに道が開かれることとなっている農地保有合理化促進事業として実施することとしております。

次に、組合による転用相当農地等の売り渡し及び区画形質の変更の事業につきましては、農業経営の受託の事業と同様に、事業主体を出資制の組合とするともに他の事業とあわせ行なわなければならないこととしております。この事業は、組合員が経営の合理化等に伴い農地を処分するような場合にこれを計画的に行なわせるとともに組合員の生活の安定にも資することを趣旨とするものであり、本事業の実施にあたっては組合の性格にかんがみ、組合員からの受託によることを原則とするともに、農地法による農地転用の規制のもとに土地の農業的利用にも十分配慮して行なわれよう指導してまいりたいと考えております。

第四に、総代会につきましては、大規模農協の管理運営の円滑化に資するため、従来行なうことのできなかつた役員を選挙または選任及び定款の変更の決議をなし得ることとしております。また、解散及び合併につきましては、総代会において議決をし、さらにこれにつき組合員の直接投票において総組合員の半数以上が投票し、その投票数の三分の二以上の多数による賛成を得ることによつても、これを行ない得ることとしております。このような措置に伴い、組合員の意思を総代会に對しよりよく反映させる必要があると考えられますので、総代の定数につき、現行の百人という最低限度を引き上げ、原則として総組合員の五分の一以上でなければならぬこととしております。

第五に、農業協同組合連合会の会員の議決権及び選挙権につきましては、会員が農業協同組合である場合にはその正組合員数、会員が連合会であ

る場合にはその直接または間接の構成員たる農業協同組合の正組合員数等に基づき、定款の定めるところにより付加して与え得ることとしております。なお、付加して与える議決権及び選挙権の数につきましては、一會員一票制の原則に對する例外である趣旨にかんがみ、政令で一定の制限を課することと予定しております。また、中央会につきましても、都道府県中央会にあっては会員の議決権及び選挙権の数、全国中央会にあっては代議員の選挙における会員の選挙権の数等につき、同趣旨の措置を講ずることとしております。

以上のほか、信用事業につきましては、組合員の世帯員、地方公共団体等の非営利法人または銀行その他の金融機関に対する資金の貸し付けに関する取り扱いを中小企業金融機関における取り扱いとの均衡を考慮して改正するとともに、制度金融の動向にかんがみ、その適正な取り扱いがはかられるように、信用事業を行なう農業協同組合連合会が間接構成員のために指定金融機関の業務代理をすることができるようになることとしております。そのほか、組合経営の健全化に資するため、損益計算書を総会の議決事項として加えるなどの改正をすることとしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明といたします。

○草野委員長 以上で補足説明は終わりました。

○草野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松野幸泰君。

○松野(幸)委員 時間の関係上、単刀直入に要点だけ農協法に對しての質問を行ないたい。農協による農業経営の受託について、今回の改正は農業就業構造の変化と農業の機械化を背景としてこれに農協が対応すべき措置とされているが、政府においてこれを積極的に推進する方針なのかどうか、特に農業基本法にいう自立経営農家の育成及び協業の助長等の構造政策の推進上、ここにいう農業受託経営がいかなる位置づけをされる

ているか問題であると思うが、お尋ねいたします。

○渡辺政府委員 農協の農業経営受託を今後どういうふうに推し進めていくのか、こういうふうな御質問だと思いますが、まず現在、農協が公に経営の受託をすることができない、だからその道を開くということが一つであります。やり方といったしましては、なるべくその構造改善につながるということが体質でございますから、集団的な生産組織というようなものができるような形で進めていきたい。そして規模の拡大をはかっていく、こういうようなことができるようにしていきたい、こういうことでもあります。何と申しましても、規模の拡大をするためには農地法等の関係もいろいろございまして、あわせてそれらの緩和措置等もとっていくわけであります。

○松野(幸)委員 第二点として、農林省の方針によれば、市町村段階において農地保有合理化法人の事業を認める地域は、農振法に基づく農業振興地域内とし、これら地域の市町村または農協からの自発的な申し出により、農地保有合理化法人として指定することを考えているようであるが、指定にあたり市町村と農協が競合する場合はいかなる調整をされる方針ですか、お伺いをいたします。

○渡辺政府委員 農地保有合理化法人は大体公的なものでありますから、県等が公社をこしらえる、あるいは市町村それぞれが特別会計等をこしらえてそれを進める、こういうふうなことが原則であります。しかしながら町村でやりにくいというところに対しては、農協に對しても合理化事業の許可指定というものを与えていくということ、一つの市町村で二つの合理化法人がつくられるというようなことはさせないつもりであります。今後そういうことはこまかく指導していくつもりでございます。

○松野(幸)委員 次に、農協が本事業を行なうにあたっては、組合員からの委託を受けて行なう場合と、農協みずから行なう場合の二とおりが規定

されているわけであるが、この二つの方法を規定した理由と事業実施にあたっての指導方針について政府の考えをお伺いいたします。

○池田政府委員 今回、農協が土地の取得ができるという規定を農協法の中に盛り込みたいと考えられているわけですが、特にいま御質問の点は、転用目的で農協が農地を取得いたしますような場合の御質問であると理解をしたわけでございますが、これにつきましては私どもはやはり原則的には委託によるのが最も事業の趣旨に合うのではなからうか、組合員が農業経営の合理化という観点からその結果はそのまま還元するというのが、一番よろしかろうと思っております。一部農協が直接土地を取得することもあり得ると思っております。そういう規定は置いてございませぬ。ただ事業の実施の場合におきましては、農地法改正による農地流動化の効果について政府はどのような見通しを持っておられるか、お伺いいたします。

○松野(幸)委員 次に、農地法の一部を改正する法律案について二点お伺いをいたします。

農地法改正による農地流動化の効果について政府はどのような見通しを持っておられるか、お伺いいたします。

○渡辺政府委員 もちろん、農地法改正だけで農地の流動化が完全に進む、こういうふうには思っておりません。農地法の改正というものとあわせてさらに雇用機会をつくらせるとか、あるいは農村等に工場をこしらえるとか、さらに離農者に対する年金制度をこしらえるとか、そういうようなものももちろんあわせて行なうわけであります。しかしながら、何といたしましてその根本になるものは農地の流動化を進めることであつて、この流動化を進める目的は、言うまでもございませぬけれども、農業を専業にやる農家に農地が集まりやすくなるということが一つのねらいであります。

それと同時に、また大都市の周辺等において当然市街化されることが近い将来において

とんだ明らかである。こういうようなところの疲
靡というものはスムーズにいよいよ、今
回の改正案というものはつられておるわけであ
ります。今回の改正案が通り、しかも先ほど申し
上げたような幾つかの条件が整えば、一方におい
ては專業農家に土地がたくさん集まってくる、
そして規模の拡大にそれが寄与することができ
る、あるいは協業が進められるということになり
ますし、他方においては工場敷地あるいは住宅敷
地等が確保されやすくなる、こういうように考え
ております。

○松野(幸)委員 次に、農地法の将来についてお
伺いいたします。

農地法改正案は、自作農主義の根幹を維持し、
それを補完する意味から借地を組み入れたの農業
経営の規模拡大をはかろうとしているが、これは
過渡的な措置であつて、農地法の将来については
廃止を含めて何らかの改編を考慮しておられる
か、お伺いいたします。

○渡辺政府委員 結論から申し上げますと、農地
法を廃止することは考えておりません。今
回の農地法の改正は、先ほど申し上げましたとお
り、農地の流動化を促進するというのが大ききな
ねらいであります。かりに農地法を廃止するとい
うようなことになってまいりますと、それは農地
が投機の対象にされ、そのために地価の上昇とい
うようなこともあり得るし、農地が資産保有の対
象にされる。そういうふうなことで農家でない、
農業を営まない者が農地を持つというふうなこ
とになって、これはきわめてまずいことでありま
す。したがって今回の改正案というものにつつま
しても、どこまでもこれは原則的に農業をやる者
が農地を持つのだという意味においては自作農主
義というものが貫かれておる、そう言つても差し
つかないだらう、こう思います。

○松野(幸)委員 次に、最近の農業をめぐる諸情
勢は、変転著しいものがありまして、米の過剰問
題、農産物の輸入自由化問題等をはじめとして、
種々困難な問題をかかえ、まさに有史以来ともい

うべき重要な事態に直面しております。このよう
な情勢の中で、政府は総合農政の強力な展開を通
じ、局面の打開をはかろうとしておられますので、
その具体的内容を掘り下げて、お尋ねをいた
します。

私はまずもって当面する緊急課題である米の過
剰問題の解決に一応のめどをつけることが肝要
で、その後でなければ、わが国農業の発展のため
の施策の展開は、むしろかしのではないかと確信
いたしております。

このような考え方のもとに、この際は米の生産
調整問題についてお尋ねをいたしたいと思いま
す。もちろんこの問題につきましては、すでに予
算委員会あるいは先般の当委員会における大臣
の所信表明に対する各委員の質疑等を通じて、そ
の輪郭がかなり明確にされておりますが、何ぶん
にもこの問題は、わが国農業が初めて経験する非
常にむずかしい問題であり、末端農家の方々も
とより、実際に対策の指導推進の任にある都道
府県、市町村の関係者、あるいは農協の方々等と
しても、なお多くの疑問や不安感を抱いておる向
きもあるようにかがわれまふので、私はこれら
の方々の疑問なり不安を取り除くことによつて、
一その理解と協力を得るようにするため、
質問を行なうものであります。

なお、私の質問事項の中には、いままでの質疑
と重複する点もあろうかと思われまふが、その点
は何ぶん御了承いただきたいと思ひます。

大臣は、予算委員会での質問に対して、百万ト
ン減産分に対する奨励金は今年度限りで来年度
以降は考へていない。今年の休耕、転作で協力が
得られれば来年は減反の必要はないという考え
方も明らかにされたと聞きますが、減反の中心が
転作でなくてはとんが休耕になることが予想さ
れますが、これは来年度以降いつでも米作に戻れ
るといふ、米の過剰要因として残ることになりま
すが、政府は今年度だけ休耕、転作させれば米の過
剰を防げるというお見込みなのか、休耕手当が一
年限りであれば、休耕手当をもらった土地も来年

はまた米をつくつてもよいのかどうか、まずこの
点を明らかにしていただきたい。

次に、三月の二日の朝日新聞によりますと、福
島県では、昨年の転換組が奨励金の格差に不満を
持って、水田に逆戻りの動きがあり、こうした動
きは福島県だけではなく、西日本の各地でも表面
化していると報じていますが、これについて報告
を聞いておられるかどうか。農民にしてみれば、
奨励金が単年度では作付転換も一年限りだとい
うのも無理はないと思われまふ。転作でさえもこ
うなのだから、ましてや休耕では、来年は必ず米を
つくることになると予想されますが、総理も警告
しておられますように、生産調整ができませんれば
食糧制度の根幹がやぶらぐと思われまふ。政
府は今年度の結果を見てと言つておられますが、生
産調整は今年だけの休耕、転作で解決のできる問
題ではなく、いまこそ抜本的な減産対策を立てる
必要があると思ひます。政府はこの点について
どのようなお考えをお持ちであるか、お尋ねいた
します。

○渡辺政府委員 生産調整についてのお尋ねで
あります。最終的には抜本的な減産対策とい
うものを立てなければいけないんじゃないか、こ
ういふふうなお話だと思ひますが、まことにそのと
おりであると思ひます。米の生産調整の補助金、
それが一年限りののか、来年もやるのかというこ
とにつきましては、予算委員会で大員がしばしば
申しておりますように、本年度の実施状況を見て
ということでありまふ。これはやはりことばその
とにおりに御解釈をいただきたい、こう思うわけ
であります。もちろん休耕が目的でなくて、できる
限り転作をしていただきたい、こういうふうなこ
とで指導をしておるんであります。何せ速急に
この問題が持ち上がったてまいたために、いろい
ろな都合等もこれあり、あるいは農業団体等の強
い要求等もあつて、休耕と転作には差をつけな
いというふうな方針がとられたわけでありまふ。結
果的には、確かに転作よりも休耕の希望が多いと
いふのが事実であります。しかしながら、そうす

ればことしやめれば来年また全部米に戻つてくる
んじゃないか、こういうふうな御意見が当然出て
くるかと思うのであります。しかしながら、全部
戻つてくるというようにはわれわれは考へてい
ないのであつて、その間において、先ほど言つた
ようにいろいろな農地法の基準緩和等によつて大
都市周辺やあるいは工場の適地というふうなもの
で、それが優良農地で、集团的な農地を阻害しな
いという場合には、それらの疲靡というものをゆ
るやかにしていくという措置を続けてつていく
わけでありまふから、そういう面での農地の疲靡
ということも確実であります。それと同時に、やは
り総合農政のもとで畜産をはじめその他の新しい
事業に見合う農業への転換というものの助成策を
並行して進めておりますから、これも徐々にそ
ういふものに転換をされていくだらう、こう見てお
るわけでありまふ。したがらして、これは明年
度やるとか全然やらないとか、あるいはことしど
ういふふうにするかということを現在の段階でな
かなか断言できないという状態でありまふ。御了解
をいただきたいと思ひます。

○松野(幸)委員 次にさきの予算説明の中で、農
業の生産性向上、農業構造の改善等、農業の近代
化をはかるための手段として通年施行を含む圃場
整備と米の生産調整の関係についてお伺いた
したいと思います。

農政局や県は、従来は夏季施行すると米がつく
れなくなるので冬季に行なつてきた圃場整備を、
今年からは、こういう制度ができたから生産調整
費をもらつて夏季施行にし、一年間休耕してりつ
ばな水田をつくり直し、来年からはまた米をつ
くつてよろしいという指導をしておられますが、
これでは政府は農家に休耕手当を払い、その上米
を増産するための補助金を出していることになり
はしないか、また農民の中には休耕手当をもらつ
ても、夏場は他の仕事に忙しいので、冬場にやり
たいという地区があつて、これを希望したところ、

るのではないか、こういうぐあいに思いますが。また農地等の権利の移動の統制緩和の第三案を見ましても、所有制限の条件がはずされる。しかも、雇用労力の制限も廃止をしろ、こういうぐあいにあります。権利取得者が農作業に恒常的に従事する場合であれば、やはり富農的な農業経営が可能になってくる、こういう道を聞く可能性が出てくると思えます。また、下限面積を五十アールにしたわけがありますが、これはいわゆる五反以下の零細農民を農業から追い出すという性格を露骨に示してあるものといわなければなりません。

このように、今日提出をされております改正案を見ますと、一口に言つてこの法律が通ると、富農的な資本主義的権威ができるようになるというところでございます。しかも、農業外の資本が直接農村に進出をする道を開く、こういうことになりまして、いわゆる農地法の精神である自作農主義から富農主義に転換をされることになるわけでございます。私は、この農地法改正は、農地は耕作する者が所有するという原則をうたった農地改革の成果を否定するものではないか、こういうぐあいに考へるのでありますが、これに対する大臣の所見を承りたいと思つております。

○倉石國務大臣 いろいろお話がございましたが、私どもの考へと少し食い違つているところがあるのではないかと考へております。私どもはいまの農業、これの体質を改善論化して、他産業に比べてひげをとらない農業として育成していかなければならない、こういう考へ方の基礎に立っておるわけでありまして、したがつて、そういう意味で、たとえば農業としては、自分ではこれでは成り立たないと思つて、昔の状態であるならばこれはたいへんお困りの場合もあるでしょう。しかし、今日はみずから他産業に転換することのほうが全体の農家の所得を増す上において利益だという考へに立たれば、御自分の自由な意思でそういうことをやれるようにして、そして各個人

かと思つてあります。したがつて、農業というものから農家に住んでおる人々全体の私経済のことを考へてみましても、私どもはやはり今度私どもが考へて御提案申し上げておりますような方向で経営規模を広げて、農家の所得が他産業に比べてひげをとらないような所得水準の持たれるような農業に育成していくべきではないか、こういうことを考へておるわけでありまして、零細な農業者を特に締め出してしまつてかそういうようなことを意識的に——法律の立案の過程においてもどこにも、そういう考へは持つておらないのでありますから、いま申しましたような規模の農業を中核にして、日本の農業を維持してまいりたい、こういうのがねらいであります。

○長谷部委員 大臣は農地の流動化を促進してその経営規模の拡大をはかる、いわゆる大規模農家を育成するためにはどうしても今日の農地法の改正が必要である、こういうことを強調されておるわけでありまして、しかし、今日農地の流動化を阻害しておる要因は、私は農地法だけではないということ、このことを特に申し上げておきたい。私が指摘したいことは、特に土地の価格がべらぼうに高い、さらに取得の資金が今日の農家経済のもとではないということでありまして、さらに高い土地を買つて農業をやつても採算が合わない。こういうところにも大きな問題があると思つております。また何よりも大きな問題は、今日の農業者の経済が長い間の自民党政府の農政によつて非常に行き詰まつておるということでありまして、特に昨年は物価上昇の中で生産者米価は据え置かれておる。さらに今日減反が行なわれておる。また無許画外外国食糧の輸入がどんどん行なわれまして、稲作をはじめ麦作、畜産、果樹、蔬菜といったいわゆる成長農産物と称するものが軒並み総なめになつておる。こういう角度からいまして、今日の農家の経済は大きく行き詰まつておる。しかも農村地帯は農業所得だけでは暮らせない。何とかして農外所得にたよらなければならぬ。しかし御承知のように、農村地帯では工

場もなければまた公共事業等もないわけでありまして、したがつて、勢い長期の季節的な出かせぎ労働という形で、農外収入を求めざるを得ないのが現状だと思つておる。今日出かせぎ農民の数は百二十万ともいわれ百五十万ともいわれておる。年々増加する一方であります。しかし、この方々は一方に挙家離村を考へようと思つておる。挙家離村は考へておられない。毎年出かせぎの繰り返しでございます。なぜ思ひ切つた転職がでないか、私はここに問題があるのではないかと考へておる。いま大臣が言われたように、今日の工業の発展に対応して農業にあつても能率の高い農業経営をつくり出して、農業でも他産業に劣らない生活を営める農民と農業を日本に繁栄させ、安んずる農業を可能ならんことを期待するのは私も同感であります。しかしな

挙家離村というものは期待されぬ。したがつて、農地の流動化も進まない、大規模経営も実現が不可能である、こういうぐあいに私は考へておるのがありますが、この際大臣の所見を承つておきたい。

○長谷部委員 大臣は農地の流動化を促進してその経営規模の拡大をはかる、いわゆる大規模農家を育成するためにはどうしても今日の農地法の改正が必要である、こういうことを強調されておるわけでありまして、しかし、今日農地の流動化を阻害しておる要因は、私は農地法だけではないということ、このことを特に申し上げておきたい。私が指摘したいことは、特に土地の価格がべらぼうに高い、さらに取得の資金が今日の農家経済のもとではないということでありまして、さらに高い土地を買つて農業をやつても採算が合わない。こういうところにも大きな問題があると思つております。また何よりも大きな問題は、今日の農業者の経済が長い間の自民党政府の農政によつて非常に行き詰まつておるということでありまして、特に昨年は物価上昇の中で生産者米価は据え置かれておる。さらに今日減反が行なわれておる。また無許画外外国食糧の輸入がどんどん行なわれまして、稲作をはじめ麦作、畜産、果樹、蔬菜といったいわゆる成長農産物と称するものが軒並み総なめになつておる。こういう角度からいまして、今日の農家の経済は大きく行き詰まつておる。しかも農村地帯は農業所得だけでは暮らせない。何とかして農外所得にたよらなければならぬ。しかし御承知のように、農村地帯では工

○倉石國務大臣 総合農政の推進について私どもが申し上げておること大体同じような方向を御指摘になつたと思つておりますが、私ども考へてみますのに、いまは農業の問題を考へたときに、農業が他産業に匹敵して劣らないようになり、農業が備えた自立農業を育成してまいりたい、これが一つ。しかしいまの日本の産業構造の中で見ますと、そう申ししてもやはりかなり長期間兼業農家というものが存在したすわけでありまして。現在大体八〇〇程度が兼業農家、そのうちのまた四分六〇程度が第二種兼業農家のほうが多いであります。ところが私どもは兼業農家の面から考へますときに、農業というものが他産業に比較して劣らない所得を得て、農業として立ち行くために、自立経営の農家を育成したい、こういうことの考へ方のために農地法の改正等を考へておるわけでありまして、いまお話のありましたように、兼業の中でも出かせぎの人もありますし、また近くの産業に働かれる人も出てくるのであります。そこで政府がいつておられるのは、この数多い部分を占める兼業者の労働力を、地方に産業を分散させることによつて効率的に成果をあげることがより必要ではないかという考へ方、こういう考へ方は、わが国ばかりではございませんで、よその國でもそういうことを考へておる國もございまして。私どもはしたがつて、どういうふうに行つたとしてもいまのように世界第一位に成長していかねばならない経済機構の中で、新しい作業場、しかも公害を伴わないようなものはなるべく地方の労働力がある地域に分散していくほうが効率的ではないかという考へ方を持つておられます。実はきのうあたりも、農林省も参加しておりますが、商工会議所であるとか、それから経団連同友会の代表者たちが集まりまし

て、彼らのことばでいえば農工一体の方向をとるために政府の施策にどのような協力をすべきであるかというふうな、これはこれからは継続してやることであるが、そういうことのために、いま私どもは昭和四十五年度予算の中にもそういうことに必要な予算を農林省以外にも組んでおります。たとえば労働省では、ある地域、地方にどう

り上げて考えてみましたときに、いま申しましたような方向でひとつ労働力をできるだけ地元で吸収するようにして、そして全体としては農家の所得をふやしていくことがいいではないか、こういうことを考えているわけでありまして。

田を転用するわけでありまして、こうなりますと、これは農家の経営規模の拡大には回らないのであります。いわゆる農業以外の目的にこれが使われて、大規模農業の育成には何の役に立たない、こういうことにならうと思ふのであります。

事でありまして……しかし今日、このような大幅な農用地の許可基準を緩和すること、農地保護のためまえをうたつておる農地法の精神に私は触れるのではないか、こゝを申し上げておるのであります。

いう産業が向いておるか、たとえば長野県を例にとりまして、長野県は非常に空気の乾燥したところでありまして、スイスのように精密機械工業には一番適地だといわれておりますので、昔盛んであります製糸工場のことにはほとんど精密機械工業が進出して、また地元資本でも行なわれて

御承知のとおり、政府は百五十万トンの米の減産を実施するために、百万トン分については、お話のありましたように休耕、転作でいく、残りの五十万トンについては水田の転用をはかりまして買上げ、こういう方針をとっておるようでありまして、農林省のほうでは暫定措置として二年間、四十七年の三月一ぱい、ところが国会では大蔵大臣の、いや三年間に三十五万四千ヘクタール

は土地ブローカーだけではないか。こういうぐあいに私は考えます。これについてまず大臣の見解を承っておきたい、かように思ふのであります。

たとえば第一種農地、いわゆる優良な農地が非常に大幅に縮小されようとしておるわけですから、民間の資本でこれを買上げる、こういうことですから、土地ブローカーがかなり暗躍する可能性も強く含まれておる。それからやはり、わずか一年や二年の米の緊急対策ということでのこのような大幅な基準緩和ということとは、どうもわれわれは納得できないわけですね。ですからこの点については見解を承りたいと思ふと同時に、いま政府は農地の流動化を進めて経営規模の拡大をはかるということで一生懸命になっておる。そういう中で、この転用基準を緩和して農業以外の目的

を地方に分散する計画を産業界で持つてくれば、ならば、今度はその計画に基づいて、たとえば石炭労働者に対してやりましたように、一定の訓練期間は政府が補助をして、そして訓練手当を出して、やがてその地域に来るであろうところの産業に間に合うような職業訓練をしようといったような総合計画を立てて、地方に産業が分散してま

ルの水田を買上げるのだ、こういった発言などもありまして、政府部内でも意見の不統一のようにわれわれは見受けておるわけでありまして。いずれにいたしましても、この農地の転用許可基準の大幅な緩和は農地法のためまえを大きくくずすものである、こういうぐあいにいわざるを得ないと思ふのであります。確かに法のためまえからいたしまして、転用許可基準の扱いについては、農林省としてこれはできる仕事のひとつでありますけれども、このような大幅な緩和はやはり農地法の精神に触れてくる、こういうぐあいに私は考えます。したがって、考え方によっては法の精神を無視する、あるいは議事を軽視した措置といわれてもいいじゃないか、こういうぐあいに私は思いま

そこで、今度の転用緩和ということ規模拡大に障害になるのではないかとお話をございませうけれども、私どもはいま農地を緩和いたしました、先ほどここで申し上げましたような、地方に産業を分散すること等によって、農地を必要とする地域、私どもが規模を拡大してつばな農業として育成していこうとする土地には工場等は来ないわけでありまして、そういうことについては、もちろん私どもも農業の立場からしっかりと指導をやつてまいらるつもりでありますので、そういうことにはないように、さらに私どもも、いまお話しのごさいましたことでもありますし、十分注意をいたして指導してまいらるつもりであります。

にこれを使つていくという道を開けば、政府のやつておることとは反対の結果になるのではないか、こういうことを私申し上げておるのであります。この十一万八千町歩なりあるいは予想される三十五万町歩なりというものが農業目的に使われていくときに初めて私は経営規模の拡大ができていくのじゃないか、こういうぐあいに考えるものであります。そういう意味からいって、この転用基準についての見解を承つておきたい、こういう趣旨でございまして、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

は違う目的もありますけれども、大型農道などを建設いたしました。これからやるべきことは、その枝葉になる農道であります。政府の予算をこらなくだされればわかりますように、昭和四十五年度予算にも、そういう地方道、農道、農免道路等に対する予算はかなり計上いたしてあるわけでありまして、そのようにいたしまして、いまのような進展変化してまいります社会情勢に応じて、われわれが農業を取り上げ、また農村を取

「委員長退席、小沢(辰)委員長代理着席」
しかもこのような大事な農用地の許可基準の緩和を一年や二年の米対策のためにやつて、農地法の精神を踏みにじるということは、これは私は許されないことである、こういうぐあいに思ひます。

○農林省委員 いま大臣の答弁を聞いていますと、私の質問の趣意とは全く違つた答弁をされておるのです。もう少し質問の趣旨をつかんでいただいて、意のあるところをお示し願ひたい、こう思ふのです。

も、先ほど申しましたように、農業地域としてわれわれが大事なところは集団的に広域の場所であり、しかも土地改良等をいたしまして五年を経ないような地域については、いまお話しのように、他に転用するといひましても、そういうところは排除いたしますから、私どもが農業を維持してまいるために必要な措置は、このたびの農地の緩和によつても依然として守つていくつもりでござい

りまして、われわれが農業を取り上げ、また農村を取

○長谷部委員 それじゃもう一つお尋ねします
が、今度の十一万八千ヘクタールの水田買い上げ
は、いわゆる昨年の六月から施行されております
新都市計画法の市街化調整区域、これは原則と
して農用地の転換は認めないわけでありまして、
この市街化調整区域、さらには農業振興地域、こ
ういふところにも及んでいくものではないか、こ
ういふぐあいに思うわけですが、この点に
ついて承りたい。

○倉石國務大臣 市街化区域の中に入っております
農地は農転を必要としないことは御存じのお
りでありまして、市街化調整区域の中において
いわゆる二種、三種、そういう地域の中で、いまお
話しのありましたような希望のあります地域につ
きましては情勢に応じては許可をする、こういう
ことになると思えます。

○長谷部委員 農業振興地域はどうなりますか。
○中野政府委員 農業振興地域の整備に関する法
律によりますと、その中で農用地区分をいたしま
す。農用地区分をいたしましたところは、その区
分の目的に従って農用地に使うという(二)となっ
ておりますので、原則的には農地転用の許可はい
たさないというようになるわけでございます。

○長谷部委員 そうしますと、今度の農地転用の
考え方としては、第一には市街化区域、第二とし
てはいわゆる市街化調整区域の中でも許可ができ
る、転用ができる。農業振興整備地域については
許可ができない、農地転用は許さない、こういう
ぐあいに解釈してよろしゅうございませうか。

○中野政府委員 先ほど大臣から御答弁ありまし
たように、市街化区域につきましては、今回線が
引かれましたあとに届け出制でよろしいというこ
とになるわけでございます。調整地域につきまし
ては、去年の十月に、調整地域の性格と申しま
すと、これは市街化を抑制する地域というのが原則
になっておりますので、これについては特別の農
地転用許可基準を出してあります。それにつきま
しては、その方針は原則として変えないつもりで
あります。ただ水田の転用基準の緩和に伴いまし

て、あの調整地域の中を甲種農地、乙種農地と分
けてございませうけれども、甲種農地につきまし
ては、国道、県道の沿道においてガソリンスタン
ド等のサービス事業については認める、それ以外は
現行どおりということにいたしておられます。そし
て調整地域の中でも甲種農地でない、優良な集団
的な農地でないところでございませうが、それにつ
きましては大臣から御答弁ありましたように、今
度の水田転用基準の緩和が大体適用になる、こう
いうことになるわけでございます。

○長谷部委員 次に大臣にお尋ねしますが、今度
の予算委員会等でも問題になっておるようであり
ますけれども、米の生産調整に関連いたしまし
て、五十万トンの十一万八千ヘクタールは、四
十五年度一年間で買い上げをする、こういう方針
がございまして、四十四年度予算では一億円の土地需要
緊急調査費が予算化され、現在各省におきまして
それぞれ土地の需要を調査しておる、こういう
段階のように承っております。いまの
時期は三月も半ばを過ぎた時期でございまして、
農民諸君としてはそろそろ苗じり作業の計画に入
る時期でございませう。営農計画も目下真剣に考
えられておる時期になっておるわけでありませう。し
たがってこの転用の計画なるものが、苗じり期や
営農期を前にして早期に決定され発表にならない
と、ことし一年間の稲作経営なり営農に大きな支
障を来たすことになるし、おくれました場合には
たいへんな風乱を呼び起こすことになるのではな
いか、こういうぐあいに考えられるわけでありま
す。したがって昨日でしたか、新聞によりませう
と、政府は転用の目標なるものをきめたやにうか
がうことがございませうが、あの新聞発表は政府の最
終決定なのかどうか、その辺の経過をひとつ大臣
から御説明をいたしたい、こう思うわけであり
ます。

○倉石國務大臣 新聞の記事というのは私はまだ
見ておりませんが、政府のほうでは何も出したこ
とはありません。お話しの水田転用につきまし
ては、いまお話しがありましたように一億円の調査

費を各省に分配いたしましたして、その具体的な需
要量等が近く明らかにしたいと思いますけれども、
それはこういうふうに表示して、それからどうす
るといふことではないかと思うのでありまして、各
省ではそれぞれの関係に調査をいたしまして、そ
してその後話の進んでいるものもあるいはあるで
しょうし、これからするものもあるでしょうが、
転用面積の目標をなるべく早く作成する、こうい
うことになっておりますので、近日中には各省の
そういう一応の取りまとめは行なうことができ
ると思えます。そういうことでもありませう。

○長谷部委員 いろいろ新聞に出たことは、これ
は政府の関知しないことである、こういうぐあ
いに逃げられておられるようでありませうが、しか
し数字がどのように——申し上げますと、転用目標
として宅地が六万ヘクタール、工場用地が二万一
千ヘクタール、道路交通用地が一万三千ヘクタ
ール、建物施設として二万四千ヘクタール、これを
合計いたしますとちょうど十一万八千ヘクタール
になるわけでありませう。こういうぐあいに明らか
に具体的な数字まで出ておるわけでありませうか
ら、まさか憶測でこういう新聞記事にする、こう
いうことは考えられません。したがって、すでに
これは政府として意見が統一されたものではない
か、こういうぐあいに私は判断しておったのであ
りますけれども、その辺いかがなものでせうか、
伺いたいと思えます。

○倉石國務大臣 農林省も政府のうちですから、
政府としてだれか発表するとすれば私にも連絡が
あるはずでありませうけれども、一向そういう話は
聞いておりませうし、もともと米の生産調整とい
うことから出てきた話でありますので、農林大臣
が知らない間にほかの政府機関が外部に何か出す
ということ、あり得べからざることであると思
います。私は全然そういうことに関知しておりま
せん。

○長谷部委員 少なくとも、水田の転用の許可を
するのは、これはもう御承知のとおり、主管大臣
は農林大臣だと私は思うのです。その主管大臣が

知らない間にこういう数字が天下に発表されると
いうことは、私はまことにふしぎなことだと思
います。どこが発表したか、ひとつその点を次回の
委員会まで明らかにしていただきたい。

○倉石國務大臣 それ、発表したと書いてありま
すか、新聞に。政府が発表したと書いてありませ
うか、私新聞を見ていないのでありませうけれども、
政府の当局者が発表すると思えば、私の了解がな
くて発表するはずはないと思ふのです。これは
発表ではなくて、何か記事じゃないですか。その
辺、実は私はまだその記事も読んでおりませうの
で。率直なところ、私の知らない数字というのは
——農林省だけで可能なことじゃございませ
うから、公共団体の先行取得などというのは、それ
ぞれの役所がそれぞれございませう。したがっ
て、私の所管ではありませうけれども、農林省も
深い関係を持っておりませうので、政府がそういう
ものを発表するときに、私が知らないで発表され
るといふはずはありませうので、発表ではなくて
記事じゃないんでせうか、そういうふうと思
いますけれども。

○長谷部委員 これは昨日の日本経済新聞でござ
いまして、政府の発表したもの、こういうぐあ
いに私どもは受けとめております。しかも、これに
ついては解説まで載っております。したがって、農林
大臣が知らない間にどこかの省庁で発表したもの
だろうと私は判断するわけでありませうが、そうい
うことが行なわれておるとするならば、私はまさ
に閣内の不統一だと思ふのです。農林大臣全く無
視されておると思ふのです。ですから、真相をひ
とつ休憩後まで明らかにしていただきたい。これ
によって国民に対してかなり大きなショックを与
えておる問題だけに、この問題はひとつ明確にし
ていただきたい、こう思うわけでありませう。

○小沢(辰)委員長代理 長谷部君に申し上げます
が、質問ですか、要望ですか、答弁のあれがあり
ませう。

○長谷部委員 質問です。

○倉石國務大臣 それはちつとも差しつかえないことでありまして、私調べてみますが、まさか私の知らないものが政府の発表として出るはずはないと思ひますが、真相を調べてみます。

○長谷部委員 いまの問題は、後刻あらためて結論をいただきたい、こう思うわけでありまして、時間の関係もございまして、先に進ましていただきたいと思ひます。

ただいま申し上げましたように、十一万八千ヘクタールを単年度で他目的に転用するということとありますが、これはかなりの資金の伴う問題でございます。今日、地方自治体関係だけを拾つてみましても、年間、四十五年度の場合は、約千三百億円の土地取得の財源しかないのです。民間でこれを買上げるわけでありまして、かなり財源が必要と思はれるわけでありまして、この財源の調達について、政府はどういうぐあいに考えておられるか、まずこの点を承りたいのです。

○倉石國務大臣 どういうように用地を買上げるたり何かするかとということがまゝりませんので、その金のことまで私も何も聞いておりません。

○長谷部委員 しかし、十一万八千町歩に見合う水田は民間需要で消化していく、こういうことを政府の方針として国民の前に明らかにしておられるわけでありまして、当然この十一万八千町歩の買上げの実施要綱なるものが準備されておるものと私は考えておるわけでありまして、その十一万八千町歩の水田転用の具体的な実施要綱を御提出をいただきたい、こう思うわけでありまして。

○倉石國務大臣 そういふことについて、いまだこの役所の関係でどれだけの用途をどういふふうにしようかということをお説き申し上げる最中でありまして、そのことがまず先じゃないかと思ひます。したがって、その要綱とか何とか、そういうものはまだ全然私ども聞いておりません。

○長谷部委員 転用の十一万八千町歩の実施要綱もなければ、資金の調達のめども全然考えておら

れない。だとすれば、これは全くもういいかげんな発表としか受けとめることができないわけでありまして。おそれくこのようなことを予算編成の最終段階で国民の前に明らかにしたわけでありまして、何らかの見通しと、それから具体的に対処するお考えがないままにこういう発表ができるはずもないと私は思ふのであります。そういう意味でもしなないとすれば、これはあまりにも軽率ではないか、こういうぐあいに考えられますけれども、この点について御見解を承りたいのです。

○倉石國務大臣 百五十万トンの生産調整はいたしたい、百万トンはいわゆる生産調整でやりたい、五十万トンは見合う地域につきましては、これは農地の他用途への転用によつていたしたい、こういう方針をきめたことはしばしば申し上げておるとおりであります。そこで、百万トン分につきましては、もう御存じのように各自自治体、農業団体等鋭意努力していただく中であります。十一万八千ヘクタールの五十万トン分については、補正予算でも一億円の調査費を各関係省に分配をいたしまして、それによつてどのような計画を立てるべきかという調査をいまやっております。中野政府委員、農地転用許可基準を緩和いたしました、転用が円滑化するよう今度措置をしたわけでございます。農地法を改正して買上げるという趣旨はございません。

○長谷部委員 そうすると、この水田の買上げは農地法の改正で行なうのですか、その辺はどうなりますか。

○中野政府委員 農地転用許可基準を緩和いたしました、転用が円滑化するよう今度措置をしたわけでございます。農地法を改正して買上げるという趣旨はございません。

○倉石國務大臣 このことは、私も百五十万トンの生産調整について農業団体に協力を申し入れましたときに、現状の段階でこれは全面的にわれわれも協力いたしますよう、農業団体の代表者がおいでになつて申し入れがございましたときに、

つけ加えて、これは前からそういう希望を農業団体は申し入れておられたわけでありまして、この際、特に農業団体が農地を取得し、そしてこれを農業のために活用することのできるようにならしたい、ことに先ほど来お話のありましたように、大事な農地がスプロール化するようなことを防ぐ意味においても、農協が土地を取得することができることはいいことだ、こういう御要望もまた処置であると考えましたので、農協法の改正案の中に新しくそれを認めて御審議を願つておるわけでありまして、これはいままさに農協が農地の買出しに出られるかどうかということ、法律的に正はされておらないのであります。しかしこれはただいまは無理だと思ひます。しかしこれはこの十一万八千ヘクタールに關係なく、私もこれは将来の農協活動を考えまして、このようにすることが妥当であると考えましたので、法改正を御審議願つておるわけでありまして。

○長谷部委員 何回も言うようでありまして、この十一万八千ヘクタールの転用については、先般の予算委員会等におきましても、総理は予算審議の期間中に方針をきめて明らかにする、こういうことを御答弁になつておるわけでありまして、したがつてわれわれの感じでは、きょうあたり予算委員会の質疑も終結する段階にきておりますので、そろそろ政府の方針がきまつてもいいのではないかと、こういうぐあいに期待をしておりますが、この予算審議中にはきまるものと見てよろしゅうございませうか。その辺の見通しを承りたいと思ひます。

○倉石國務大臣 佐藤総理大臣はまじめな方でありまして、ああいうことをおっしゃるのでありますから、こういうことについてできるだけ早く調査を完了して、政府の意思表示ができるように承つておりますので、佐藤総理のお約束が実現するものと期待いたしております。

○長谷部委員 私はなるべく早い機会にこの十一

万八千ヘクタールの転用の計画と、それを裏づけるいわゆる金融措置ですね、資金措置、これを私どもの委員会に農林大臣から御提示をいただけるように、これを強く要望しておきたいと思ひます。なるべく早い機会にお願ひをいたしたい、こう思ひます。

次にお尋ねしたいことは、今度の農地法の改正は、従来の農地法の改正と異なりまして、農協法の改正、それから間もなく提出されるであろうと思はれる農業者年金基金法案、この三つの法案をセットにして出してきておるところに、今度の農地制度をめぐると特徴が私にはあると思うのであります。これを拝見いたしますと、農地法に基づいて農地保有合理化法人が県の段階、市町村の段階にそれぞれ設置をされる。またその法人は農地の買取り、売り渡し等ができるわけでありまして、さらに農協法の改正に伴ひまして、今度新しく農業協同組合も農地の売買ができる、こういう道が開かれようとしておるのであります。こうなりますと、今後農地保有合理化法人、農協、基金と、寄つてたかつて農地が食いつぶされる、こういうことになるわけでございます。したがつて、この農地法改正の意図というものは、私は一段と露骨になつた、強められた、こういうぐあいに考えておるものでございませう。

そこで私お尋ねしたいことは、農地保有合理化法人は、農業経営の規模拡大、農地の集団化等をはかるために、農地の買入れあるいは売り渡しのいは転賃ができるようになっておるようでありまして、しかもこの法人の業務費として、四十五年の予算には三千二百万円の予算が措置されておる。この法人の事業内容あるいは事業の対象地域、もつと申し上げるならば、どの程度の農地が流動化できるのか、農地流動化のためにいかなる効果を果たそうとしておられるのか、これらの諸点について承りたいと思ひます。

○長谷部委員 私はなるべく早い機会にこの十一

いま一つは、この事業量が年間計画として明らかになってくると思うのでありますが、それに対する金融措置、これもあわせてひとつお示しをいただきたいと思います、こう思うわけであります。

○中野政府委員 農地保有合理化法人そのものを農地法で規定しているのはございませぬことは、先生御承知のとおりでございますが、今回農地法を改正いたしました、農地保有合理化促進事業をやるような法人につきまして、土地の買入れ、そしてその売り渡しあるいは借り入れ、その貸し付けということができるといたしたものは、ただいまお話がございましたように、われわれといたしましては農業経営規模の拡大あるいは農地の集団化等、農地保有合理化を促進するためには、やはりそういう公的な機関が農家の間に入りまして、規模拡大の方向に向かって流動化を進めたいという趣旨でございます。そこで、われわれ考えておりますのは、市町村がやり、あるいは農協がやる。あるいはまた、いま御指摘のありました、予算でわれわれがお願いしております県の農業開発公社等の民法上の公益法人、こういうものについて、あるいは近く提案になります農業者年金基金、いろいろ土地の売買ということになってまいりますけれども、それぞれどういふふうに通調整するかはあとで申し上げることにいたしますが、いずれも構造政策の一環としての役割りを果たしているかと考えております。

そこで、まずわれわれとして考えておりますのは、いま申し上げました県の農業開発公社を県一つつくりまして、その県内の農地保有の合理化を統一的に進めることが最も望ましいというふうな考えでおります。しかしながら、すでに発足しております第二次構造改善事業という事業の中にも、御承知のように、その村内での経営整備事業で、やはり、農地を売る者からほしい者に渡す事業をやるわけでございますが、それにつきましては、そういう村のこまかいことにつきましては、町村がやったほうがいい、また、農協がやったほう

うがいいという問題になってまいります。町村の段階になりますと、市町村と農協がおののかにやるということになりますと、非常に問題となるわけでございます。

そこで、現在考えておりますのは、農業振興地域の整備に関する法律で農業振興地域がきまっております。そうしますと、この法人はその振興地域内で事業をやるということにいたします。けれども、その場合に振興地域の中で農業振興計画というのをつくりまして、その中で、農地保有合理化促進事業は市町村がやるか農協がやるかをきめることがよろしいんではないかというふうな考えでございませぬ。ただ、振興地域は全国一律に一度にできませぬ。その間、過渡的には振興地域がないところがございます。その場合には、市町村なり農協なり、どちらがそういう事業をやったらいいかというところは都道府県知事に調整をさせたいというふうな考えでおります。

それからなお、つけ加えさせていただきますと、農業者年金の、土地の売り買ひのほうは、離農者の土地を買って、それを規模拡大のほうに持っていきというふうになっておりますので、これは交通整理がたいやうな思ひますし、今後の運用にあたりましては、その辺十分気を付けてまして、混乱のないようにしたいと考えております。

○長谷部委員 そうしますと、事業の対象地域というのが大体、大まかにわかったような感じがいたしますが、大規模な農地の造成事業あるいは開発事業、こういうものは県の公社がやる、それから市町村で進めている構造改善地区につきましては市町村または農協がやる、こういう大まかな整理が行なわれておるようでありませぬけれども、離農者の農地を買ひ上げる、こういう場合も、基金でも買ひ上げる、農協でも買ひ上げる、市町村でも買ひ上げる、こういうふうなことで競合する場合が出てくるのではないか、こういうぐあいに私

は考えるわけでありますが、農協あるいは市町村の場合、離農者の土地については買ひうることができないのかどうか、そういう規定があるのかどうか、この点ひとつ承っておきたいと思うので

○中野政府委員 農業者年金基金法によりまして、基金が土地の売り買ひを離農者とやりますけれども、それではほかの市町村や農協は買えないかという点、そうではございません。したがって、形式的な制度といたしましては、離農者が農協に買ってもらうか、あるいは市町村に買ってもらうか、あるいは年金基金に買ってもらうか、それはその判断によるわけでございます。

○長谷部委員 それから、先ほど申し上げました合理化法人の事業実施に伴う金融措置についてはどういふふうにお考えになっておりますか。

○中野政府委員 原則的に、合理化法人は、離農者その他の経営を縮小する農家から土地を買ひまして、それを規模拡大をする農家から土地を渡すわけでございます。買ひ入れ資金、そして、売って代金を回収するまでのつなぎ資金が要るわけでございます。これにつきましては、系統金融その他の資金を活用してもらおうというのを原則にしております。ただ、それでは、そのつなぎ資金の間に相当事務費等を要します。そこで、先ほど御指摘がありましたように、来年度の予算で三千二百万円——県の公社約三十公社を予定しておりますが、それに対する事務費として補助をいたしたいというのを考えておるわけでございます。

○長谷部委員 それから、この合理化法人は、年間どれくらいの事業を全国的に考えられるのか、その点も明らかにしたいと思ひます。

○中野政府委員 ただいま申し上げましたいわけの民法法人の県公社につきましては、買ひ入れを約一千ヘクタール、借り入れを五百ヘクタール程度、初めてのことでございませぬのでまだ少ないわけでございますが、その程度を予定しております。

○長谷部委員 市町村は。

○中野政府委員 第二次構造改善事業は、現在計画を作成中でございますので、その計画の中で経

営整備事業をやる町村がどれだけあるかというの、現在のところまだわかっておりませぬ。

○長谷部委員 次に御尋ねたいのは、農地政策の長期の見通しについて承りたい、こういうぐあいに思ひます。

御案内のとおり、新全線では、昭和六十年まで、かなり農用地の拡張を考えておるようでございます。

「小沢(辰)委員長代理退席、委員長着席」

私がいつも考えておりますことは、政府の農地政策についてはどうも一貫したものがない、こういうぐあいに指摘せざるを得ないと思ひます。と申しますのは、戦後、つい四十三年度までは、食糧増産ということと補助金まで出して開田を奨励してきたのでございませぬ。それが今日の米過剰を生んだ一つの大きな原因になっておることは御承知のとおりであります。ところが、多少米が過剰を過ぎ、余ったということで、今度は手のひらを返したように、百五十万トンの減産だ、十一万八千ヘクタールの農地の転用だ、こういった形で全くそのしわ寄せを耕作農民に押しつけておるのであります。農民にしてみれば、この政府の無計画な農地政策によって大きな犠牲を受けておるといわざるを得ないと思ひます。もし政府に農地政策の長期見通しがいまから五年前、六年前に立てられておったとすれば、今日のような米過剰という事態は避けることができたのではないかと、こういうぐあいに私は思ひます。あるいは、いわば政治の失敗を耕作農民に一方的に押しつけるやり方については、私もどういふことも納得できないところでございませぬ。しかも今日においても、一方においては十一万八千ヘクタールの転用を計画する、反面においては新しい農地の造成をやるなどという、同じ農林省の中でもちがはなな政策が平然と行なわれておるといふことについては、これは農民感情からいっても許されることではないと思ひます。私は、この点に對して大臣の見解を承りたい。

○倉石國務大臣 昭和三十六年が農基法制定でありましたが、三十七年に農作物の長期見通しを出し
ております。あの中でも、だんだんと食糧の需給
は緩和される傾向であると書いておりました。し
かし三十八年をピークといたしまして、とにかく
、一時的にへん気候不順等がありましたけれども
も、だんだんと技術が改良され、土地改良等が成
功してまいりまして、増産の傾向になってまいり
たのは御存じのとおりであります。ところがそれ
と並行して昭和三十九年ごろから、一人当たりの
米の消費量が逐次減退してきております。こうい
う傾向が今日になりましたのでありますが、私ど
もはいまの状況を見ますと、日本の農業を維持
し、そして食糧の安定的供給をやらせてもらうた
めには、やはり食糧制度の根幹は維持できるように
つとめることが必要である。そういう角度から考
えてみまますと、この際思い切つて生産調整をし
なければならぬ、こういうことではあります。し
かし、いろいろ議論をなさる方はありますけれど
も、現実農業団体、県知事、市町村長、市町村
議会議長などが集まっておられますそれぞれの会
では、いずれも今回の政府のとおつておる態度はやむ
を得ざるものであり、これに全面的協力をするん
だという方針を打ち出しておることは御承知のと
おりであります。したがって、私も私としてはそうい
うことをやりますにつけても、米をつくつておりま
す農家に思い切つてこの施策に協力してもらい、
さらに将来の明るい展望を持っていただくため
に、思い切つて生産調整奨励金を三万五千円出す
ようなことにいたしました経過も御存じのとおり
であります。したがって、いまお話のございました
た新全総で、昭和四十年の農用地面積六百万ヘク
タールでありましたが、目標年次の昭和六十一年
には六百五十万から七百万ヘクタールとなって、基
準年次に対比して五十ないし百万ヘクタールの増
加となっておりますけれども、これは御存じのよ
うに草地面積がふえているわけでございます。草
地以外の農用地の面積は若干減少することに新
全総でも書いておるわけでありまして、長期見通

しによりまして、四十一年の六百万ヘクタール
から五十二年には五百七十五万ヘクタールに減少
すると見込んでおります一方、草地面積は四十一
年の十六万ヘクタールから五十二年には六十一万
ヘクタールに増加すると見込んでおるわけであり
まして、私も私としては、やはり選択的拡大の方向を
とって、わが国の農業をそういう方向に進めてま
いりたいと思つておるわけでありまして、
○長谷部委員 たいだいま大臣は食糧制度を守るた
めには米の生産調整はやらなければならぬのだ、
こういうお話でございます。ある面ではわれわれ
も米の過剰であるという事実については否定す
るものではありません。したがって、あくまでも
この生産調整は農民の自主的な判断によつてきめ
られるものであろう、こういうぐあいに考えてお
ります。ただし、私はここで申し上げたい
ことは、今日米が余つたその政治責任を明らかに
する必要があると思つておるわけでございます。これは
農民が悪いから米が余つたんじゃない、農民の責
任ではないと私は思つておる。たいだいま指摘もい
たしましたように、無計画な農地造成対策、これ
はもつと早い機会に農地の長期見通しを立てて対
処しておつたならば、今日のような米過剰を招か
なくとも済んだのではないかと考えも出ま
す。いま一つは、もつと早い機会に米以外の安定
作物を、農林省の責任で、政府の責任で農民に保
障しておつたならば、農民諸君は自主的に米から
他の作物への転換を行つておつたらうと思つて
おります。しかし何ら農産物の価格保障対策と
いうものがなかった。さらにいま一つは、無計画
な外国食糧の輸入というものが今日の米過剰をつ
くり出したのではないか、こういうぐあいに私は
考へるのであります。

こうやって考へてみますと、今日の米過剰を招
いた最大の原因は自民党政府にあるといわざるを
得ないのです。その責任をば少しも反省しない
で、ことごとく一方向的に、農民にのみ、食糧を守
るから協力をせよ、食糧を守るために生産調整に
協力をしなさいという押しつけのやり方は、農民

諸君としては納得できないのではないかと。もつと
今日の米過剰は政府の前の向きの施策によつてこれ
を解決するのでなければならぬのではないかと、
こういうぐあいに私は考へる。生産調整はあくま
でもこれは自主調整でありますから、法的根拠も
なければ、押しつけることはできないと思つてお
ります。ですからこの辺の大臣の見解を承りたい。
しかも今日通年施行を奨励しておる。通年施行
をやるために、国の補助金では足りないで、県が
上積みをしておる、市町村も上積みをしておる、
それでも足りなくて、農民諸君から一俵六十円と
いうぐあいに賦課金を取つて、そうして今日の通
年施行をやつておるといふ事実もあるものでありま
す。こういった農民の負担の増大、こういったも
のについて一体政府はどういうぐあいに考えてお
るのか。これらの二点につきまして、この際大
臣からはっきりしたお考えを承りたい、こう思
うのであります。

○倉石國務大臣 いまのお話を聞いております
と、何か政府が強制的にやらしておるようにも聞
こえるお話であります。政府は何にも強制して
おりません。御存じのとおりであります。世界の
各国の中には、政府がすべて権力でいろいろやつ
ている国もありません。わが国はそういう
国じゃありませんし、ことに自主調整につきまし
ては、これはこういう事情であるからして何とか
しううではないかという話を、農業団体あるいは
知事会等に集まっていた協賛会をつくりま
して、そこで議案が出ました。期せずして一致し
たのは、生産調整をやるうではないかということ
なんでありまして、でありますからして、そういう
点においては全く下から盛り上がった空気を私ど
もは受けて、それをひとつ実行しやすいようにと
いうこととかじとりをいたしておるにすぎないの
であります。通年施行などでも私どものところ
へたいへんいろいろの御希望を申し入れていた
いておる地域があります。かたがたそういうこと
もまた御要望なされる地方では、生産調整にも役立
つことであるし、これはひとつやろうではない

か、こういうようなことで地方の御希望に応じて
それに応じてやつておることであります。いま
の農林政策というのは全く地方の盛り上がりの上
にお世話をいたしておる、こういうふうにか
考へておるわけでありまして、
○長谷部委員 私は全く逆の考え方です。大臣
の話は全く詭弁です。これはわれわれの見方か
らいうと、政府の生産調整協議会、県の生産調整
協議会、市町村の生産調整協議会、ことごとく自
主調整に賛成の者ばかり集めて今日までその
ムードをつくつてきた。これが私は真実だと思
うのです。実際これを受ける農民は、政府の力に
よつて賛成のムードがつくり出されておるがゆ
えに、実際の耕作農民は反対だけれども、まあこ
で自分一人ばかり反対したつてしようがないとい
うことで、やむにやまれずこれを受け入れて、
これが私は真実の姿だと思つておる。しかも大臣
は、強制じゃない、こう言つていますね。あくま
でも自主調整だ、こう言つています。しかし現実
あなたは参議院の本会議で、現行の食糧法のもと
でも米の買い上げ制限ができるんだぞ。この発言
の意味するものは何ですか。この発言の意味する
ものは、もしあなた方が生産調整に協力しなかつ
たならば、今度は買い上げ制限をしますよとい
う一つの脅迫でありませんか。私は脅迫だと思
うのです。この事実からいたしまして、今日の生産
調整は、口では自主調整といながら、事実上は
おどかしをかけて強制をしておるといふことを私
はいわざるを得ないと思つておるわけでありま
す。これに對して大臣の見解を承りたい。

か、こういふ御注文が
ありまして、それで当日はたいへん込んでおるの
で、関係の答弁は簡明直截にやれという指示を受
けておりましたので、簡明直截にただ法律解釈論
を述べただけでありまして、そのことについてい
ろいろ私の意見を聞かれますれば、それなりにお
答へいたしましたのであります。その後衆議院の予
算委員会でも、あらゆる機会をたたいま私どもは
買い入れ制限などということは考へておりませ

か、こういふ御注文が
ありまして、それで当日はたいへん込んでおるの
で、関係の答弁は簡明直截にやれという指示を受
けておりましたので、簡明直截にただ法律解釈論
を述べただけでありまして、そのことについてい
ろいろ私の意見を聞かれますれば、それなりにお
答へいたしましたのであります。その後衆議院の予
算委員会でも、あらゆる機会をたたいま私どもは
買い入れ制限などということは考へておりませ

か、こういふ御注文が
ありまして、それで当日はたいへん込んでおるの
で、関係の答弁は簡明直截にやれという指示を受
けておりましたので、簡明直截にただ法律解釈論
を述べただけでありまして、そのことについてい
ろいろ私の意見を聞かれますれば、それなりにお
答へいたしましたのであります。その後衆議院の予
算委員会でも、あらゆる機会をたたいま私どもは
買い入れ制限などということは考へておりませ

したのは、農協法の改正ができませんれば、農協もこの中に入ってきて、農地転用の許可を受けて宅地造成がやれるということになるわけでございます。

二番目は、県にあります開発公社等の公益法人が、工場立地調査法、これは通産省所管の法律でございますが、それによりまして工場適地団地を農林省と相談いたしまして、ここは工場適地だから工場を建ててほしいというところがございまして、全国で約五万ヘクタールほどそういう調査をしたところがございまして、そういう農林省と話のついたところの区域内で工場用地を造成する場合、これが二番目でございます。

三番目は、土地区画整理事業として住宅用地を造成する場合、この場合は、民間の方であります。また、土地区画整理法という法律に基づいて、建設大臣なり知事の認可を受けて事業をやるわけでございますから、これはよろしいというわけでございまして、

四番目は、市街化調整区域内におきまして、都市計画法で例外的に開発許可が受けられる場合がございますが、開発許可を例外的に受けて宅地造成事業を行なう場合、この場合は農地転用の、先ほど申し上げました宅地分譲を認めるということで、転用許可をすることにしたわけでございます。

それから二番目の、住宅公団等が不動産業者を使っておることでございますが、これは、われわれ承知しております範囲内では、不動産業者に買収の事務を委託しておりますわけでございます。したがって、権利取得は住宅公団なり何なりがしておるといふにわれわれ承知しております。

○長谷部委員 実情は、これは局長よく承知しておらぬかもしれませんけれども、私もいままで地方議会におりました強調してまいりましたことは、県の住宅供給公社なり、あるいは公共団体が出資をしてつくっております公益法人の場合、農地の所有者から直接農地を買い求めるようにと

いうことを強く要望いたしましたけれども、今日の各県の住宅供給公社の人的構成、能力等からいたしまして、直接一筆ごとにそれを調査する能力を持っておりません。したがって、大かた不動産業者の手を通じて購入しておりますというケースが非常に多いと思っております。したがって、そこにいる、住宅供給公社といわゆる不動産業者とのくされ縁というものが出てまいりまして、不祥事件を生んでおる、こういった例がかなり私には出ておると思っております。したがって、できる限り私はいわゆる直接の所有者から地方機関が買収を求め、こういうぐあいに指導をしていただきたい、いかなければならぬのじやないか、こういうぐあいに思っております。

この点、先ほどの答弁は必ずしも実情を踏まえての御答弁でないように承りますので、いま一度御答弁をいただきたいと思っております。

○中野政府委員 お話のように、私も実態として不動産業者を使っておることは承知しております。この点につきましては、いまお話しのように、直接住宅を建てる住宅供給公社等が直接買収することが望ましい、よろしいということ、私も私もそう思いますが、この点につきましては、建設省あるいは自治省、そういう役所ともよく御相談をいたしまして、そういう方向に向けるように、むしろそういうほうの役所から御注意を願わなければならぬ筋合いのものではないかというふうにご考慮しております。そのためにお話のありましたことを機会があらば各省にも申し上げたいと思っております。

○長谷部委員 次に御尋ねしたいことは、先ほどもちよと御答弁があったわけですが、新都市計画法のいわゆる市街化区域それから市街化調整区域、市街化区域につきましては、農地転用の場合は届け出によってそれが進んでいく。市街化調整区域は原則として転用を認めない、許可制である、こういうことになっておりますけれども、いまの十一万八千ヘクタールを買い取っていく場合には、必ずしも市街化区域にのみ需要があ

るとは限らぬと思っております。したがって、市街化調整区域もしくは今日の農業振興地域、これは農地の転用は禁じられておるわけでありませぬけれども、そこへも希望が出てくるのではないかと、こういうふうにご考慮されておるわけではございません。したがって、こういう場合も法のたてまえからいっても私は転用許可はできないものと思っております。ところが、市街化調整区域は五年間はできない。それから農業振興地域につきましては、原則として農用地の転換はやらない、こういうことになっておるわけで、法の精神からいって、これをこじらして延びていくことがなければ、これにこじらしたとはありませぬけれども、その辺の行政指導の考へ方はどういふぐあいに御考慮になっておるのか承りたいと思っております。

○中野政府委員 都市計画法によりまして、市街化区域と調整区域とせつかく分けるわけでございますから、この十一万八千ヘクタールの多くがそちらのほうに向かうことは非常に望ましいことだと考えます。現に市街化区域の中の農地面積は、大体いまの推定では二十九万ヘクタール、そのうち水田が十八万ヘクタールになるだろうといわれております。したがって、十一万八千ヘクタールはその内訳になるわけでございますが、いま御指摘のように、全部がここに集中するとはわれわれも考えません。そこで、市街化調整区域なり農業振興地域にも入り込む場合があり得るかと思っております。その場合に、市街化調整区域でも農地転用許可基準が緩和になったからどこでもいいというわけではないわけでございます。午前中申し上げましたように、市街化調整区域につきましては、転用許可基準は、甲種農地と乙種農地に分けておりました。甲種農地は比較的優良な農地でございます。これは原則として許可しない。それから乙種農地のほうは一般の基準に従って許可をするということになっております。今度緩和をいたしまして、甲種農地に該当するところは、国道、県道に隣接しておる両側百メートルの範囲内の沿道サービス事業に限っております。したが

いまして、農地転用の面から市街化調整地域の優良な農地が転用されるということはないと思っております。なお、つけ加えますと、都市計画法での開発許可制度というものがこれにかぶってございまして、いわば調整地域には都市側から見ました開発許可制度と農業側から見ました農地転用許可基準を同時に調べなければ許可にならない。したがって、無秩序にこれによって開発が調整地域に及ぶというふうには考えておりません。それから農業振興地域につきましては、これは午前中に御答弁申し上げましたが、調整地域に振興地域がダブって指定される場合があります。それから都市計画法の区域以外に当然振興地域ができるわけでありまして、その両方につきまして、これは午前中に申し上げましたけれども、農用地区分をいたしまして、農用地として指定になる地域につきましては、他目的への転用は原則として認めないという方針にしておりますので、そういう面からも土地の計画的な利用を頭を置きながらの転用基準の緩和であるというふうに御了解願いたいと思

○長谷部委員 次にお尋ねいたします。今度の農地法改正案の中で生産法人の場合の条件が緩和をされる、こういうことになっておるようでありまして、御承知のとおり、今日では土地それから農業従事者それから利益の配当、それぞれ規制をしておるわけでありまして、これを大幅に緩和をする、こういうことになっておる。そうなりまして、必ずしも土地を農地耕作しなくとも、土地を出資をしておればよろしい、こういう形ものがふえてくるのではないかと、したがって、先ほど私が申し上げたように、その間隙を縫って擬装法人が進出してくる道を開くことになるのではないかと、こういうぐあいに私考するものであります。この点につきまして、それでいいのかどうか農地局長の御見解を承りたい、こう思うわけであり

○中野政府委員 御指摘のように、農業生産法人の要件を今回緩和をいたしましたわけでございます

すが、その理由をいたしますところは、最近の農業技術の進歩等から見まして、一つの法人の中で、そこに集まりました構成員全員が必ずその農作業に従事しなければならぬというふうな事態にはなつてきておりません。むしろ中心になりま

すオペレーター等が中心になって基幹的な作業をやりまして、そうしてその他の構成員は補助的な労働を提供するか、あるいは場合によっては必要な労働は提供しないという実態があるわけであり

ます。たゞ、現行法におきましても、農業生産法人は、土地を出すかあるいは労働を出すか、その両方

で法人をつくるということになっております。資本だけを出すとすることは認められておりません。したがって、われわれとしては、この生産法人は、いわゆる株式会社とか資本の集まりの

ようなところではなくて、むしろ人的結合を中心にしたものであるというふうな考え方をしております。その点につきましては若干の要件を緩和いたしましたけれども、やはり法人の中核を

なします農家というものを頭に描きまして、この農家は少なくともその法人に土地を提供して、かつ、農作業に常時従事する、そういう者がその

執行機関の過半数を占めてなければならぬという原則を貫いておりますので、これが先ほど申されましたような擬装法人というふうなことで使われるということはないと思っております。

なお、こういう法人が土地を取得する場合には全部知事の許可になっておりますので、具体的に申請がありましての場合、知事がその辺に十分判断をしてやることになっておりますので、繰り返し申すようにございまして、擬装法的なものもがこれによりましてほとんど生まれるというふうには考えておりません。

○長谷部委員 そういふ心配はないというお答えのようでございますけれども、現にこの農業生産法人を擬装いたしました、漁業資本が農地を買

集めて、そうして資本主義的な農業経営をやつておる場所がございます。ですから万々そういう危険がないなどというのは少し言い過ぎではない

か。現行法のもとでも、擬装してそうしてやっておるものがある。いわんや、こういうぐあいに生産法人の要件が緩和をされるということになると、その道が大きくなって、それに便乗してますます擬装法人が農地に進出して、農業を食いものにしている可能性が出てくるのじゃないか、こういうぐあいに思われるので、実態をどのよう

に把握されておられるのか、承りたい。○中野政府委員 ただいま漁業会社が擬装しておるといふお話がございましたが、漁業会社が株式会社として生産をしておるといふことはあり得ないと思つておるので、あるいはその周辺の農家と一緒に、ある漁業会社から職員を派遣して構成をしておるといふ場合があるかと思つておる。しか

しあくまでわれわれといたしましては、生産法人というものは有限会社、あるいは農事組合法人、合資会社、合名会社に限つておりますし、そういう法人が土地を取得する場合には知事の許可で縛つていくということも先ほど申し上げたとおりでございますし、ましてこれが生産法人でなくなる場合には、最終的にはその生産法人の持つておりました土地が国が買収するという制度で、むしろだもつくつておりますので、ただいまのよう

な場合、直接私具体的には存してございせんけれども、今後ともそういうことがないように十分注意をしたと考へております。○長谷部委員 そういつた擬装法人が農地に進出をして、そうして農民と協力してたぐさんのたんぼを買ひ集める、こういうケースはあるわけでありませう。農地局長は、そういうことのないよう

に注意いたします。こういうことを言つておられますけれども、それを制約できる条文がないでしよう、この改正案を見ますと、そういつた擬装

法人が農村に入つてくるべきを与えない、歯どめになる条文が一つないので、そこにわれわれが危険性を強調しておるので、そういつた答弁だけでは不十分だ。もしそういう危険を認められるとするならば、この条文の中に歯どめの項目を加えるべきではないか、こういうぐあいに思

つておる。○中野政府委員 たいだいま私、説明を若干申し上げなかつた面があるわけでございますが、漁業会社等がやります場合には、養豚とか養鶏といふことであるいは転用の許可を受けてや

つておる。○長谷部委員 ところで、権利取得者が農作業に常時従事する者であれば、雇用労働力には制限はないのであるからよろしい、こういう御答弁でありますけれども、常時農作業に従事しておるかいなか、これはどこで御判断されますか。

○中野政府委員 農地を取得する場合に、所有権の取得並びに賃借権の取得になつてくるわけでございますが、今回の改正によりますれば、その村内の土地を村内の人が取得する場合には農業委員会の許可、それから村外からの取得については知事の許可ということになっております。そこで、許可申請がまいりましたときに、知事なり農業委員

会がこの人は農地を取得した上で経営がやられるかどうかということをお判断するわけでございます。その場合に、当然その人の能力あるいは機械設備その他を見まして、それだけの面積が要るかどうかの判断をいたすわけでございます。

うに承ったわけでございますが、農業委員会制度が発足してからももう相当たつておりますし、農業委員会自体の活動ぶり——一部の農業委員会にあるいは御批判を受けるようなものがあるかと思ひますけれども、大部分の農業委員会は農地行政の末端組織として、しかもこれは選挙制度を中心としてできました委員会でございますので、複雑な農地行政をやらせるためにはやはり農業委員会が最もいいというふうにならねばならぬと申されておるわけでございますので、今後ともいかに指導あるいは教育というものもあわせて進めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○農谷部委員 次に、下限を引き上げた問題でございますが、従来は三反歩以上を規定しておいたわけでありますが、今度の改正案を見ますと、取得後五十アル以上あればよろしい、こういうぐあい以下限を引き上げる案になっているわけでございます。こうなりますと、一つには五反未満の農民というものは農政の対象にならなくなるのではないかと。農政の対象から除外される。金融の面でもあるいは補助の面でもいろいろな面で農政上の恩恵を受けることができない、こういうことにならうかと思つておられます。ところがこの五反未満のいわゆる零細な規模の農家というものは、われわれの地方におきましても三割以上を占めておる。これは考え方としては明らかに小農を切り捨てる思想から成り立っておるのじゃないか、こういうぐあいに思われます。しかもいま一つ考えられますことは、取得後五十アルでありますから、現在何にも持つておらなくとも、今回初めて五十アル以上買えば農家になるのであります。ですから、お金のあふものは、相手にありますけれども、多額の資本をつぎ込んで五十アル、七十アルというぐあいに土地を取得すれば農家としてみなされるわけでありまして、いわゆる資本力の強いものが農業に進出していく道が開けてくるのではないかと、こういうぐあいに

考えるのでありますが、これに対する御見解を承りたい。

○中野政府委員 下限面積の制限を引き上げましたことについての御質問、二点あったと思ひます。その一つは、今度引き上げることによつて五反未満の農家を農政の対象外にしたのではないかと申されておるわけでありますが、われわれが今度取得というお尋ねでございますが、われわれが今度取得したのとは、かつて三十アルと決めました際は、三十アル程度までの農家は大部分は第二種兼業農家で、農業よりもむしろ他産業にウエートを置いている農家でございます。その後いろいろな経済状況等の変化によりまして、現在ではもはや五十アル未満の農家の八割以上はもう第二種兼業になっておりまして、農業は片手間になっております。また将来のことを考えましても、農業をこれからやつていこうという場合に、二反あるいは三反ではなかなか農業だけではやつていけないという問題がございますので、新たに農地を取得する場合にはやはり取得後五反——いま三反持つておりましたら、あと二反は取得していただいて、その場合には許可をする。しかし一反の人がもう一反買ひ集めるといふことは、日本の限られた農地をなるべく効率的に使うためにはやはり遠慮していただいたほうがいいのではないかと申すのでございます。現在五反以下の農家が経営しておりましたその経営については、これを何ら農政の対象にしないということでは決してございません。それから第二の、取得後に今度直したので新しい人が農業をやれるのではないかと、これはそのとおりでございます。現在の法律では取得前に三十アル持つていなければならぬということになつておりますが、この点は農地法の政令によりまして、取得後に三十アルになればその人は認めるといふことになつておりましたので、実際の運用といたしましては、取得後三十アルから取得後五十アルに上げたということになるわけでございます。なお法律のたてまゝとしましても、やはり新し

く農業をやりたいという場合に、五十アル以上であれば許可するわけでございまして、お話しのように、土地を取得したから農家とみなされるといふことではございませんで、新しく農業をやりたい場合には、やはりその人は多少の資金力も要りましようし、それから農機具の整備あるいはその人の能力を見ました上で、その人が農業をやれようであれば許可をするということでございます。

○農谷部委員 そうしますと、もっと具体的にお尋ねしますが、いままでは三反歩以上は農家としてみなされておりましたのでいろいろな金融面、たとえば農業近代化資金でもあるいは自創資金でもあるいは農地取得資金でも、こういうものが一応借り受けできる対象であつたわけですか。貸し付けの対象として取り扱われておつたわけですか。ところが今度取得後五十アル以上ですから、五十アル未満のものは第二種兼業農家として、これはもう農業が従って他産業が主だ、こういうことから農家として認めない、こういうことになりますと、必然的にそういう金融の対象外に置かれることになるのじゃないかと思ひますが、この点具体的にはどうお示しを願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 零細な農家に対しまして資金の問題でございますが、お話しがありました自作農維持資金は第二種兼業農家には貸さないということにしておりますけれども、その反別にによりまして差別をつけるということでは現在いたしておりません。これはこの資金の性質からいまして、災害なりあるいは病気になるような場合の維持資金でございますので、農業にウエートを置いている農家には幾ら——幾らといつても限度があるかと思ひますが、小さくてもこれを貸さないということではございません。

○農谷部委員 そうしますと、たとえばいま自作農維持資金の話がありました。農地取得資金、農業近代化資金、こういうものはいままで私は三反歩以上あればこれは差別なく借り受けることができるものと理解しておりました。しかし実際各県が貸し付けをする場合に零細な農家にはなるべ

く貸さないようにする、上層農家のみ貸そうといういわゆる行政指導は行なわれませんでしたけれども、法的にはそういう根拠がないのですから、零細であればあるほど資金がほしい、こういうこととわれわれは融資を願つてまいりました。五反未満のものについてははつきりもう農家として認めない、こういうことになると今度は借り受けすることができなくなるんじゃないかという懸念がしてならないわけですよ。差別をしないということを一応言つておられますけれども、これはやはり大きな問題でございますので、ひとつ委員会でも明確な御答弁をきちんとお願いをいたしたい、こう思つておるのです。

○中野政府委員 先ほど申上げましたように、五反以下は農家とは認めないということと農地法で今回きめておるわけではございません。それに関連いたしまして、私先ほど自作農維持資金のことを申し上げましたが、農地取得資金につきましては、従来からこの資金の効率性というところがございまして、取得後その村の平均経営面積になるという場合に原則として貸し出すということにすでにいたしておるわけでございます。それから、なお繰り返すようにございまして、維持資金につきましては、農業に精進する見込みがあれば規模には制限をつけるというような制度にはいたしておりません。

○農谷部委員 私五反ということにこだわるわけではございませんけれども、今度の農業者年金基金を見ましても五十アル以下はこれは別扱いになつておるんですね。今後農協法の改正でどうなるか私にはわかりませんが、農協の組合員としての資格それから農業委員会の選挙権の問題もございましょう。ですからこの五反という線の引き方というものが今後の農政推進上一つの基準になつてくるであろうことはもう間違いないと思つておられます。農家としては認めないということをおつておるんじゃないかということをおつておられますけれども、この農地制度における線の引き方という

ものが、私は今後重大な問題になってくるし、あらゆる分野に關係してまいりますので、五反という基準を求めた根拠をひとつ伺いたいんです。

○中野政府委員 その点について先ほど申し上げましたけれども、この農地法をつくりました昭和二十七年のころは第二種兼業農家の大部分は三反以下でございました。しかしその後の状況の変化からいって、技術の進歩等もあり、それから外部経済の発展ということから、もはや現在の日本の農家構成の中で五反未満の農家は農業をやっておるよりもむしろ農業は片手間でございまして、農業外の仕事、通勤して工場に働くとかあるいは官公庁に勤めるとか、そういう形態に大部分なっております。したがって、今後は農政を考えた場合に、限られた農地をいわずに片手間に取得をするというところに重点を置くよりも、やはり農業としてやっていく農家の方向になるべく土地が動くようにということになりまして、最低五反以上の経営のほうを望ましいという観点から今回取得後五反ということに引き上げたわけでございます。

○長谷部委員 これはわれわれの地方にも山村がたくさんあるわけでございます。山村がたくさんありまして、その経営規模というものはきわめて小さいわけでありまして、したがって三反歩から五反歩以下限を引き上げるといふことになると、山村の大部分の農家というものは農業をやっているから追いつかれるのではないかと、こういうことできわめて心配をしておるわけでありまして、ですから、全国画一的にこの五反歩を法律にうたうということは私はいささか問題があるのではないかと。あなたは第二種兼業だつて農業はもはや従って他産業に働く兼業収入のほうの主であるからこういうぐあいにした、こう言っておりますけれども、これは日本全国平地地帯あるいは山村地帯あるいはその他の地域と分析をしてみました場合に、画一的に線を引くということとは少しく問題があるのではないかと、こういうぐあいに私は考えま

す。したがって、こういうものこそ私はその地域の実情というものを考えて政令やあるいは何かで線を引くなら引く、こういう形で措置すべきが適切ではないかと、本法の中に五アル以上などと改定案ではないかと、私はいささか実態を無視した政定案ではないかと、こういうぐあいに考えるのであります。この点について承りたい。

○中野政府委員 先ほどから原則論ばかり申し上げておりました。現在の法律によりましては原則を五アルに引き上げますと同時に——これは現行法にもございますが、(都道府県知事が農林大臣の承認を受け、その都道府県の区域の一部についてこれを公示したときは、その面積)——によるということにいたしてあります。したがって、御指摘のような山村あるいは漁村ということでも、もろもろ細かい経営の地帯につきましては、知事が、五反の範囲内でございますから、そこは二反がいかなら二反ということとは別にきめられる制度になっております。この点は改正をしておりませんので、その点の運用をいたしたいというふうな思いをいたします。

それからなお耕種農業について五反でございますので、花卉栽培とかあるいは集約的な経営をやった場合には五反の面積が要らないで農業経営がやられる場合がございます。その場合には政令によりまして、集約経営をやる場合には五反以下でも取得ができるということもあわせてやります。それからまた現在もそういうふうな運用をしております。

○長谷部委員 各県の知事の申請に基づいて措置をすることができるといふ道があるということも承りましたので、それはそれとして了解いたしますが、いずれにいたしましても、農林省からもらった資料を見ましても、今日全国農家戸数が五百二十四万戸、そのうち第二種兼業農家が二百五十四万戸、こういうぐあいにあります。約半数に近いものが第二種兼業農家であります。こ

の半数に近いものが今後農地法の下限引き上げで、あなた方は差別扱いはしないとは言っておりますけれども、事実上融資の面でも補助の面でも、いろいろな取り扱いにおいて手が抜かれることが出てくるのではないかと、思うのであります。こういうものがやがて農地法の対象にもならない、農協の組合員にもならない、農業者年金にも入れない、農業委員会の選挙権もなくなる、こういうようなことになってまいりますならば、言うところの真綿で首を締められるように農村から追いつかれることになるのではないかと、こういうぐあいに考えます。したがって私は、そういうことのないように、ひとつ十分この第二種兼業農家、全農家の半数近い農家の生活の安定のために考えるべきである、こういうぐあいに思うのであります。差別はしない、こう言っておりますけれども、ではどういふ扱いを考えておられるのか、ひとつ具体的に教えていただきたい。

○中野政府委員 ただいまの問題は、先ほどからずいぶんお答えしているわけでございますが、農地法の取り扱いといたしましては、取得後五反になれば許可をするということでございます。それ以下の農家が三反なら三反、四反なら四反の間の経営を続ける場合に、農地法上その人がだめだとかどうかというような差別はしておりませんので、いま先生お尋ねの、一体どう扱いかと言われましても——その人が取得をする場合に、五反をこえているということだけが農地法にかかっているわけでございます。繰り返して言うようでございますが、その後の経営は続けていけるものでございまして。

○長谷部委員 それでは、これは農地局長に聞くのも少しどうかと思うのであります。農地法上では五反歩に線を引いた、こういうことについてはわかりました。

そこで、これはほかの局にも関連がありますが、制度金融の場合あるいは各種の補助の場合、それから農協組合員は一体どうなるのか、農業委員会選挙権は一体どうなるのか、こういうことを総合的に今後——五反未満の第二種兼業農家、この扱いをどういふぐあいにしていくのかということをもっと大きな立場から政務次官にお尋ねをいたしたい。

○池田政府委員 農業のいろいろな制度なり、あるいはいろいろな補助事業等におきまして、いろいろな基準があるわけでございますが、農地法につきましても、ただいまお話ございましたが、農協におきましては、これは法律上は各別の限定をしておりませんのでございます。それぞれ組合の定款にまかしているわけでございます。従来例でございます。大体は一反以上、こういうことでございます。

それから農業委員会は、御存じのとおりでございますが、都府県におきましては、選挙の資格といたしましては一反以上、こういうことになっておるわけでございます。

それから、これは今後御審議をいただくわけでございますが、農業者年金の場合におきましては、政令で定める、こういう予定になっております。私どもは、やはりこれは、それぞれの制度なり、あるいは事業なりに応じて、目的がそれぞれ異なる点がございますので、それぞれの目的に応じて適当な規模が定められるべきものでありまして、一律に何が、こういうことは、ちょっと言えないのではなからうかと思っております。

○長谷部委員 それでは具体的にもう一点だけお尋ねします。

いままでも三反歩程度の第二種兼業農家に対しては、われわれもいろいろ強く要請はしてまいりましたが、自作農資金、これは、いろいろ取得資金や災害資金や転落防止資金等に分かれておりまして、けれども、こういう自創資金の手当は、なかなかいたしたくことができなかった、非常に苦勞があったのであります。今度農地法で五反に線が引かれる、こういうことになりましたら、五反未満の者は自創資金の貸し付けの対象にならないのではないかと、こういうぐあいに考えますが、この点はどうでしょう。

点をお伺いしたいと思います。

○中野政府委員 規模の大きい農家と小さい農家と比べてみますと、やはり収益力に差があるというのをお話のとおりだと思います。いつまでも規模の小さいまま農業経営をやっていくということでは、今後の農業を営んでいく上におきまして非常な困難を伴うわけでございます。われわれとしましては、今後は中核的な専業農家を中心とし、そういう兼業的な農家はその周辺に集めまして、一つの法人をつくるなりあるいは集团的生産組織をつくるなり、場合によっては農協に農業経営の委託をやるなりというような面で、総合いたしました規模拡大の方向に進めていきたい。単に個人の農家の自立経営を進めるだけではございませんで、いま申し上げましたように、そういう農家も含めた組織もあわせて強力に推進したいというふうに考えておるわけでございます。

○鶴岡委員 さらにそれに関連して、市場等における価格競争においても、大規模な農家の農家に牛耳られて、中小農家は、このままだと壊滅的な打撃を受けるのではないかと、このような心配もされるわけでございます。この点についてはいかがでしょうか。

○中野政府委員 ただいま申し上げましたように、個々の零細な経営そのままばらばらに経営するということになりましたら、あるいは自由競争的な農作物についてはそういう場合があるかと思いますが、これにつきましては、すでに総合農政の推進でも申し上げておりましたように、農協を中心とした広域管農団地の構想もございまして、集团的な栽培それから流通というふうなものも含めまして、そういう面からの推進をしていかなければならないというふうに考えておるわけでございます。

○鶴岡委員 もう一つ同じような問題ですけれども、このように企業的農業の出現が中小農家の脱落に拍車をかけることにならないか、こういう心配、ましてや男子の労働力が少なくて、いわゆる生産性が落ちてくる農家、いまよくいわれ

る三ちゃん農家とか二ちゃん農家が多い今日の農村において混乱が起らないか、この点についてはどうお考えでしょうか。

○中野政府委員 御指摘のように、いわゆる三ちゃん農家というものが広範にあるわけでございますが、そういう農業経営は、えてして荒らしづくりにするとか農業から手を抜くというふうな事態が多いわけでございます。そこで、先ほどから繰り返して申しておりますように、稲作その他につきましても、そういう小さな経営はできるだけ集团的生産組織の中に織り込んでいくという方向でやっていかなければならないのではないかと、それからもう一面からいいますと、他産業に対する、いまの例でいいますと、経営主と申しましょるか、世帯主が他産業に従事して、そのほうで所得が安定してまいりますれば、その三ちゃんといわれる連中は農業から足を洗って、いわば離農していったほうがいいのではないかと、この面もございまして、そういう点につきましても、いろいろ今回総合農政の推進では対策をとっておりますので、三ちゃん農家が規模の大きい農家がでるために圧迫を受けるというふうにはわれわれ考えていないわけでございます。

○鶴岡委員 先刻も長谷部委員のほうから話が出ましたけれども、下限面積五十アール以上という今回の法改正でございます。山村漁村等に現れる耕地面積の少ないところ、また経済的に困難なところは、先ほど農地局長のほうから御答弁があったと思っております。農地法の第三条二項の五号にその特例があるわけですが、この特例に該当する地域が今回の法改正によってまたそのまますべて維持するわけですけれども、法のとおりに運用されるかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○中野政府委員 現在でも、町村の数にしますと、漁村あるいは山村はかならず三反以下に下げたおられますけれども、ましてこれが五反に上るとなると、もう少し広い範囲の町村について五反以下で、たとえば三反とかあるいは四反とかい

うことをきめる町村が出てくるというふうに考えておりますが、法律にありましますように、その辺は知事の申請によりまして農林大臣が承認をするということになっておりますので、今後の運用になるかと思っておりますが、十分その辺は地方の実態に配慮するように考えていきたいと考えております。

○鶴岡委員 そうすると三十アールが五十アールになったわけですから、それに従ってそれがエスカレートするような危険性はない、このように理解してよろしいでしょうか。

○中野政府委員 原則を三十アールから五十アールに上げたわけでございますから、その例外はいままでよりは若干ふえるというふうに考えております。きびしくやるというふうには考えておりません。

○鶴岡委員 私が前にお聞きした点ですが、五十アール以上の農地を取得し農業を始めたが、たとえば一年なり二年なりして、どうもこれは採算に合わない、またその他の理由もあるかと思っておりますけれども、いずれにしても農業をやめるような事態になった場合、これは政府のほうではどのように指導し処理をしていくのか。考えれば意図的に買い上げ、後に他目的に利用しよう、こういうおそれはないかということでございますが、こういう場合はどうされるか、この点についてお伺いしたいと思います。

○中野政府委員 農業をやるとして許可を受けましたあと、いまのお話によりまして、教年しまして農業をやめた、こういうことになると、教年して農業をやめた、その農家が土地をどうするかと、その場合、その農家が土地をどうするかと、その問題になるかと思っております。それを他農家に売ります場合には、当然これは知事なり農業委員会なりの許可を受けまして他の農家に売ることになります。それから貸す場合、これも成規のございますけれども、貸す場合に、これも成規の貸借の許可を受けなければなりません、そのままする村であれば一ヘクタールまでは持つておられるわけでございます。不在地主になります場合は、最終的には政府が買収をするということにな

るわけでございます。

○鶴岡委員 先ほど荒らしづくりの話がちょっと出ましたけれども、近年その荒らしづくりをやっているような兼業農家が、いわゆる農業収入に見切りをつけて農業外収入に完全に依存するようになってくるところが非常に多く見られるわけですが、これも何回も議論されてきましたけれども、その結果農地を専業農家に貸し付けて今後は地主となり、専業農家のほうが小作人となるようなこととなるわけですか。そうすると昔とは今度反対の形態のものができてくるわけですか。この傾向というのには、はっきりいいとか悪いとかということはいがいに言い切れるものではないと思っております。この現象をよい傾向か、それとも悪い傾向か、どのようにお考えでおられるか、お聞きしたいと思います。

○中野政府委員 限られた農地はできるだけ効率的に使うという必要がございますから、農業を本気でやらない農家が荒らしづくりをやるというところは望ましくないとお考えでございます。そこで、そういう農家につきましても、現在の農地法であります、一度貸しますと、いずれまた年とつたところに村へ帰ってきてやりたいという場合でも返してもらえないというふうな事態もございまして、不在地主になれば政府が買収するというようなことにもなりますので、今回その他の面を含めましていろいろそういう対策として考えているわけでございますが、その場合の考え方は、そういうような荒らしづくりの農地ができれば、ほんとうに農業をやるといふ農家の方向に集まっていって、その場合にはもちろん売ったいたいてもよろしいわけでございますが、なかなか農家は土地を手放さないという傾向が非常に強いわけでございますから、そういう農地は農業をやる農家に貸しやすくするということにねらいがあるわけでございますので、われわれとしましては、今回の改正を契機にしましてそういう方向に持っていきたいということを考えているわけでございます。

○鶴岡委員 私はこれから総合農政の一環として工業の地方分散、こういうこともいわれておりまして、いま申した現象はほとんど進んでくるところを、農家の中にはほんとうに離農を希望する者があるわけですね。しかしその離農する者がその後の生活等を考えて、不安のために、先ほども社会党の長谷部委員のほうからありましたが、完全に離農しきれないものがあるわけですね。また借金等があったり離農できなくなっているところもあるように聞いております。この点について離農一時金もそうですけども、借金のたな上げ等の対策は考えておられるか、またほかにか何か強力に推進する方策があるかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○池田政府委員 今後離農者が逐次ふえてまいるように私も考えているわけですが、これに對する対策としては、いまおあげになりました離農給付金、これは四十五年度から農業者年金基金をつくりまして給付をする予定にいたしておりますが、それがもちろん給付されるわけですが、それからそれ以外におきましても、たとえば労働省においてやっております職業対策ということで、いろいろな転業のための各種の訓練をいたすわけですが、同時に職業訓練等いたす場合には、そういう期間一定の手当を出す、こういうようなこともいたすわけでございます。

なお、いま借金がある農家の場合はどうか、こういうお話がございましたが、まあそういう事例も全くないとは存じませんが、現状におきましては、農家の借金は一般的には比較的少ないのでございます。たとえば農協の面から見ますと、農協で平均的な数字でございますが、一農家の借金というの大体十五、六万の程度。したがって、それは災害等で若干例外的なこともあるかとは存じますが、特にそういう方々のために何か借金のたな上げ措置をこの際やるというようなことは、一般的には必要はないのではなからうか。災害等の場合は若干別のケースがあるかと思いま

すが、一般的には必ずしもないように思います。○鶴岡委員 いま職業訓練とか技術指導とかいう話がございますけれども、これらの離農者というものは、いままでも農家をやってきて離農するから離農者ですけども、長い間農業経営をしてきたために、生活環境が、非常に悪く言えばルーズです。そういうことから考えて、企業への勤務ということが非常にいろいろな面で弊害が起きてくるのではないかと。雨が降ったときには畑には出られませんが、また天気がよければ朝早くから夜おそくと、こういう生活環境の中でいままでも農業をやってきたわけですね。こういう点について、離農者に対する職業訓練とかまた技術指導とか具体的などのような対策を立てておられるか。できればなるべく詳しく御説明いただきたい、このように思うわけですね。

○倉石國務大臣 これは大事なところであります、私ももうそういうことが一番気を使ひ、心配いたすところでありまして、たたいま鶴岡さんもお話のように、やはり兼業農家、それからまた離農してまいる傾向、これが逐次多くなるのは統計をござらんなくてもおわかりのとおりであります。そこでそういう方々がいままでとかく冬季に出かせに行かれたりしておられたわけですが、私も、私どもはやはり政府が申しておるように地方に産業を分散していくことが一つ大事なことではないか。そのために、四十五年度予算でもそういうことについての予算を労働省、通産省にも計上いたしておるわけですが、なかなかいま御指摘のようなことは口ではやすすことですが、私も、私どもはやはり政府が申しておるように地方に産業を分散していくことが一つ大事なことではないか。そのために、四十五年度予算でもそういうことについての予算を労働省、通産省にも計上いたしておるわけですが、なかなかいま御指摘のようなことは口ではやすすことですが、私も、私どもはやはり政府が申しておる

ように、私どもはやはり政府が申しておるように、地方に産業を分散していくことが一つ大事なことではないか。そのために、四十五年度予算でもそういうことについての予算を労働省、通産省にも計上いたしておるわけですが、なかなかいま御指摘のようなことは口ではやすすことですが、私も、私どもはやはり政府が申しておるように、地方に産業を分散していくことが一つ大事なことではないか。そのために、四十五年度予算でもそういうことについての予算を労働省、通産省にも計上いたしておるわけですが、なかなかいま御指摘のようなことは口ではやすすことですが、私も、私どもはやはり政府が申しておる

とを一つ考えておるわけでありまして。これはもちろんならゆる方面協力してやっていかなければなりません。そのようにいたして、非常に若い人は別であります。中高年齢層でもやり得る仕事はかなりございますので、そういうことについて職業訓練等いたします。その間はいま農政局長申し上げましたように、ちょうど石炭対策でもやりましたように、訓練中はそれだけの手当を出して、そして訓練をして、やがてそこへ来る計画になつておる産業に就職できるように、事前に計画性を持ってやってみよう、こういうようなことをいまして、政府部内でも相談いたしておる最中でございます。

○鶴岡委員 次に、土地の転用と米の生産調整の問題ですが、生産調整は生産物の問題であり、どちらかといえば短期的な問題でございませぬ。一方、土地政策というのは、これは長期にわたる問題です。いわゆる基本的な問題になるわけがあります。ところが、この次元の違う二つの問題、両者が同列に論じられてるのが今回の政府の米の生産調整の措置ではないかと思うわけですね。いま農地の転用が米の生産調整を進めるための手段として用いられているわけですが、これは本来の常識的な考え方、すなわち農業問題というものを突き詰めていけば、最終的には土地の問題になつてくるわけですね。この土地政策をきつと計画の上に立つてこそ成り立つ問題ではないかと思つておるわけですね。米は、言うなればここ何年かの問題だと思つておるわけですね。土地問題は現在を含めて将来の問題、これはたいへん重要な問題だと思つておるわけですね。こういうところから考え合はしてみると、同列に考えるということとは本末転倒した対策ではないか、また、これを場当たり的な政策ではないか、こういうふうに思つざるを得なくなつてくるわけでございますけれども、この点の見解というものはどうでございますか。

○倉石國務大臣 いまのお話のように、政府は、先ほど来ここでいろいろお話し合いがありましたように百五十万トンの生産調整をやりたい。百万

トンはあのような形で、五十万トン分に見合ふのは農地の他用途への転用であらう。同じように調整の目的ではありますけれども、たゞいま御指摘のありましたように、手段についてはやや違つております。そういうことを考えてみますと、将来については私も、これは、ことに農林省の立場としてはいへん慎重に考えなければならぬ大きな問題であると思つておるわけですね。しかし、今日までの米の生産の状況その他いろいろ勘案いたしてみますと、やはり先ほどお話ししたように、新都市計画法ですべて都市市街化区域の中にも十八万ヘクタール余りの農地、水田があるというように、すでにそういう傾向は出てきておるわけでありまして、これもやはり私も、その辺のところは、支障あるまいということであつた。法案に賛意を表しておるわけでありまして、そこで、今度の生産調整から一、二万八千ヘクタールの農地、水田を他用途に転用するという政策、これについてはお話のようにわれわれの立場としては重大な問題であります。私どももいたしましては、いまの米の生産力、その他一般の農業生産力を考えてみますと、この程度のことは一向に差しつかえない、こういう見地に立つておるわけでありまして、鶴岡さんも御存じのように、わが国はとにかく高度の経済成長をいたしておりまして、やはりこの傾向でまれば太平洋ベルト地帯のようなところになるが、国の過半数の人口が集まつてしまつておる、かように言われておるのであります。そういうような傾向は、私は国全体としては好ましい傾向ではないと思つておるわけですね。その説であります。しかも、好むと好まざるにかかわらず、最近では地方の方々でも地方に産業が分散されてこられる傾向を非常に歓迎していらつたので、しばしば申し上げておるわけですね。規模を拡大して自立経営のできる農家を中心として、そして先ほどお話ししたような兼業農家等も含めて集約的な営農をやつてい

ようではないか、こういう考え方でありますから

して、やはり地方に産業が分散してまいる傾向というものは、われわれが大事な農地を保持しつつ、農業を守りつつもそういう傾向がある程度助成、助長していつて差しつかえないではないか。こういう見地に立ちまして五十万ヘクタール分を農地転用のほうに振り向けた、こういうことである。

○鶴岡委員 農地転用の問題について、もう一点だけお聞きしたいのですが、やはり五十万トン減産という大きな問題解決のためにこれは推進されると思われませんか。もし結果的に目標を達成されなかった場合、先ほどお話しがございましたが、いま各地方公共団体、各関係官庁が一生涯命やつていけるのだから、できなかったらということでは考えたくないというお話でございましたが、達成のために努力していることはよくわかりました。しかし、最近の実情は変わつたにしても、先ほど来からいろいろ話を聞いておられますと、この転用問題は非常に困難な点があるのではないか、このように思われるわけですか。万が一、結果において達成できず—それにはいろいろな理由が出てくると思うのです。そのときに検討される、こういうお話もお聞きしました。一つの理由として外部からその原因が、今回官通達で基準緩和がされましたけれども、その基準緩和のせいであるということにされて、もっと転用基準を緩和すべきである、こういう圧力が加えられてくるということも一つは考えられるわけですか。そのときに政府はその転用許可基準の緩和をさらに進めたいか、それか、この点をお聞きしたいと思います。

○倉石国務大臣 転用のほうは先ほど長谷部さんにもお答え申し上げましたように、私はいけるものだ、こう確信をいたしておるわけでありました。いままた万一というお話がございました。万一そういうことがあつても転用緩和をさらにやるか、こういうお話でございませぬけれども、転用緩和ということとは御存じのように暫定的にいたしておるのであります、私どももいたしましては、ただいま転用緩和等、その他の手段を講じていろいろ

やっておるわけでありました。そのことの結果を見なければ何とも申し上げかねるのでありますけれども、これ以上農地の転用をさらに緩和する意思は、現在は持つておりません。

○鶴岡委員 昨年選挙前でもございましたが、自民党の田中幹事長が、農地法を撤廃したらどうか、こういう新聞記事がちょっと出ておりました。また財界や学者の中にも、農地法の改正ではなまぬるい、農地法をもうこの時点で撤廃したほうがよいという声もあるようですけれども、政府はこの点についてどう考えておられるか、一言お聞きしたいと思います。

○倉石国務大臣 田中幹事長とは私も予算編成をはじめあらゆる施策をいたしますのに十分打ち合わせをいたしておるわけでございますが、ただいまのお話の農地法の問題につきましては、世間に若干誤解があるようでありました。現行の農地法は、制定後の農業及び農業を取り巻く諸情勢の変化に即応し得ない面が生じてきておるので、農地法の取り扱いについてはいろいろ議論がございませぬが、ただいまの段階におきましては、われわれは農地法を改正し、農業経営の規模拡大をはかるため農地の流動化を促進することが最も妥当な措置であると考えて農地法改正案の御審議を願つておる次第でありまして、これは田中幹事長の関係にいたしておりました都市政策大綱などに若干農地法のことについていろいろ触れて報告をしておりますけれども、これを全部読んでみますと、単に世間で伝えられておるような単純な廃止論ではないのであります。ただいまの政府及び自由民主主義の農地に対する考え方につきましては、田中幹事長を含めてただいま御審議を願つておる農地法を政府が御審議を願つておりますこの精神と一致いたしておるわけでございます。

○鶴岡委員 それでは次は、米の生産調整についてでございますが、真別に転換目標、休耕目標が出されております。現在その実施段階に入っておりますが、あの目標は調整目標ではなくて行政目標であるといわれておりますが、それはそのとお

りでございますか。

○倉石国務大臣 ちょっと聞き取れなかつたのですが、行政目標とおっしゃいましたか。私のほうは行政と申しましたが、先ほどお答えいたしましたように、生産調整ということをしなれば現在の日本の農業を健全に育成していくのに支障を生ずるといふ考えから、生産団体である農業団体、その他一番関係の深い自治体の方々とも御相談を申し上げましたところが、自主的におきめいただきました方針で、したがってわれわれの申し上げることに全く一致いたした見解でありますので、政府の方針に自主的に御協力を願つておる、こういうわけでありませぬから、これがみんなが気をそろえてやっています。ただ調整目標であります。

○鶴岡委員 調整目標ということですが、それならば調整目標は一貫して末端の農家の段階までそうなんであるかどうか、これを聞きたいと思つておる。

○倉石国務大臣 農林省はなるほど出先機関も持つておりますが、お一人ずつの農業生産者に接したということとはなかなか困難でありますので、県知事を通じて市町村長さんの方に御相談が出ておると思つておる。同時にまた、農業団体もその協力団体として参加していただいておりますので、各末端の農業者にその趣旨が徹底されて協力を願つておる、こういうふうな理解しております。

○鶴岡委員 そのように目標を立てて作業をすることはわかりませぬ。私は千葉県ですが、千葉県の匝瑛郡のある町では、県から来た目標を町から実行組合、そして各農家に目標を一応示すわけです。これは四、五日前にお聞きしたのでありますが、国の政策だからといってそれぞれの耕作面積に比例して目標割り当てをしているところがあるように聞いていたのではありません。これらに対しては、その地方は山間部なのでしたかたがたということでは、非常に生産性の低いところからやっています。どうか、そのような状態であることを聞かま

だ。この点について指導の徹底はどうされるのか、これをお聞きしたいと思います。

○倉石国務大臣 各地いろいろ事情が違うかもしれませんが、それぞれの事情に応じて御協力を願うようにやっています。ただいまお話しがございましたが、順調に進んでおるかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○倉石国務大臣 いま一生涯命でやっています。ただいまお話しがございましたが、私ども各地の情報を聞いておると、大体順調に参つておるようであります。

○鶴岡委員 その進行状況についてであります。新聞等を見ますと、いろいろの予想の数字等を含めて出ておられます。生産調整対策本部の一番新しいデータはどうなつておるか、大体でございませぬから教えていただきたいと思います。

○倉長政府委員 私どものほうで各県に照会をいたしておる。その結果東北、北海道ではほとんど一〇〇%もしくはそれ以上であるという報告が来ております。西のほうにつきましては、現在一〇〇%を目標に努力中というところがかなりありまして、現実にこれら数字が最終的にどの程度に落ちつかかについての見通しは、現段階ではまだ最末端の町村長と農家との話し合いが完全に済んでおりませぬので、各県におきましては努力目標をかえて報告しておるといふような事情もございませぬので、もう少し時期を待ちまして、最終の数字は確定すると思つておる。動きの方向としては先ほど大臣からお話しがございましたように、大体順調に進んでおるものと考えております。

○鶴岡委員 いま官房長の言われる東北地方などは、地域によっては目標をはるかにオーバーしておる、新聞等ではだいたいそのようなことが報ぜられておりますけれども、青森県の一部などは、この間六倍という数字がちょっと出ておりましたけれども、そのように調整目標をはるかにオーバーしたところ、そういう地域に対しては、どの

ように考えていかれるか、どのように対処していかれるか、それをお聞きしたいと思います。

○農長政府委員 生産奨励金は、目標を超過した場合にもそれに応じて奨励金を出すという方針でおります。国全体としても予算に不足するようなことがあれば、その分は適正な財政措置によって支給する措置を講ずるといふふうは大蔵省と話し合ひも済んでおります。したがって、六倍あれば六倍に相当する奨励金を出すという措置をとりたいと考えております。

○農長政府委員 先日の農水委員会官房長もそのように御答弁されたことは私は聞きました。いわゆる大蔵省と話し合ひがついておる。どの程度話し合ひがついておるのか。いま六倍なら六倍と言っておられますけれども、オーバーする分には間違いなく全部奨励金が支払われる、このように理解してよろしいでしょうか。

○農長政府委員 オーバーする分について全部金が出るというふうに御理解いただけて結構だと思つております。ただ地域的に六倍でございますけれども、全国的に六倍の予算を要するかどうかは問題でございますが、いずれにいたしましても、超過をした場合には、それに応ずる予算措置を講ずるといふことには間違いございません。

○農長政府委員 やはりそれに関連してですが、一方農地転用の目標達成がたいへんではないかと私は思つておられます。この際、五十万トン分の農地転用をある程度転換、休耕に切りかえ調整する考えはあるかどうか。いまお聞きすると、転換、休耕の場合には予備費等を組んでそれを支出する、こういうお話でしたのでお聞きしたいわけですが、これもお聞きしたいと思つております。

○農長政府委員 百万トンの目標は百万トンで、それを超過すれば百万トンの目標が超過をして達成したということでございます。五十万トンのほうは五十万トンのほうで目標達成に努力をしていくというふうに別個に考えております。

○農長政府委員 予想の話で、そつちもこつちも非常に

に恐縮ですが、それでは逆にまた、地域によって大幅におくれているところがあるわけですが、私の千葉県なんかは非常に多く入っている部類に入つております。香取郡のある町では、各実行組合まで一応の目標割り当てがきたわけですが、それ以降は実行組合長にまかせる、こうなつておるわけですが、その中の一つの部落でございますが、実行組合員が二十二世帯、四十四年度の耕作面積が二千六百六十一アール、減反目標は百六十四アール、七千四百四十一キロ、こういう数字が出ておるわけですが、ここには実行組合長が二十二世帯に對して、きょうから数えて二週間ぐらい前ですけれども、転作、休耕の申し込みを受ける、こういうふうな各農家に申し入れたわけですが、きょう現在でございますが、申し込みが、休耕が十アール、転作が二十アール、こういう状況です。この部落は実情を聞いてみれば、出かせぎの非常に少ないところだ、このようにも聞いておられます。また、このように少ない申し込みしかないというもう一つの理由としては、肥料を買つてしまつた。なぜその肥料を買つてしまつたか。これは農協のほうの関係になりませんが、冬場に買つた五割安いで、少しでも安いほうがいいというような意思もあつて買つてしまつた。だから転作、休耕はしたくない、こういう意向らしいのです。このように大幅におくれているところもあるわけですが、東北地方の先ほどの話と、千葉県のいまの話と、両極端の地域の目標を、政府は、県単位であつても調整する意向があるかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○農長政府委員 私ども昨年来数回会議をいたしまして、生産調整の趣旨につきましてはその徹底方をはかつてきておられます。結果的にある地域では非常に進み、ある地域ではあまり進まないといふことになつておると思つておられますけれども、国全体といたしましては別に調整ということではななくて、やはり目標に達成しない県には、目標に達成するよう指導なり協力を要請するといふ

ことでありまして、したがって奨励金が現在の予算以上にはみ出た場合には、その分だけ出すといふことになつておられますので、よくできなかつたところの数量をよくできたところへ回すといふことは、実際上そういう調整は必要でないといふふうにお聞きしております。達成しない県には達成できるように一段の御尽力を要請するといふこと十分であると聞いておられます。

○農長政府委員 話は別になりませんが、二期作の件ですが、この生産調整に関連して、現在でもまた二期作が行なわれておるのが四国、高知県、それから九州、宮崎、鹿児島、熊本等でありまして、四三年度と四十四年度の統計から見ますと、耕作面積は少なくなつておられます。しかし収穫量は多くなつておられます。日本全体の収穫量からすれば、この二期作の収穫量は非常に微々たるものではありますけれども、この二期作の場合の転作休耕奨励金でございますが、一期、二期の収穫合計の一千八百八十一円を加算した金額を支払われると思つておられますが、この点は間違いはないかどうか、お聞きしたいと思います。

○農長政府委員 二期作につきましては、農業共済の保険をかけた場合に二期に分割してかけておられます。したがってそれぞれにつきまして基準反収量が定められておるものと考えておられますので、それぞれにつきましてキロ八十一円をかけたものを支払うということになります。

○農長政府委員 それではこまかい疑問になるかもしれませんが、一期は米をつくつたが二期は時期をおいて休耕した、こういう場合はどうなりますか。

○農長政府委員 二期作の場合その他詳細な取り扱いにつきましては、私どもも事務的に詳細を詰めておる段階でございますが、一応二期作の場合には一期休めば一期分の金だけを払うといふふうな考えで目下作業をいたしておられます。最終確定は近いと思つておられます。

○農長政府委員 そうすると収穫量にキロ八十一円をかけて支払う、このように理解してよろしいで

しょうか。

○農長政府委員 いま私どもで最終的な方針の決定を急いでおる方向は、いま御指摘のとおりでございます。

○農長政府委員 話はちよつと変わつてきますが、先日のテレビで、日本の一番の米どころと言われる新潟地方において、近年二度にわたる大水害のため、ある部落が一戸当たり三百万から五百万の借財をかかえていると報道されたのを私は見ましたが、一級河川等の部分はこの補修に對して国でも非常に力を入れている。しかし二級、三級河川のほうは同じ被害をこうも受けておるではない。このために転換すれば借金は返済の見込みが全く立たない。したがつてこの転作、休耕に對しては絶対反対である、このような地域に對して政府はどのような対策を講じていかれるか、この点をお伺いしたいと思います。

○農長政府委員 生産調整対策実施にあたりましては、私どもは各県に目標を示しておるのでございまして、各県では実情に應じて町村に割り振りをします。町村もさらに農業団体等と協議をして実情に合ったように個人別に割り振りをしてほしいといふことを要望しておるわけでございます。したがつて、いま御指摘の災害農家のような場合には、十分その農家の実情を考慮して割り当てられることが望ましいと思つておられます。いろいろ一律に割り当てしているといふことを言われるのでありますが、それはよほどやむを得ない場合があるいは趣旨をはき違えた場合にさういふことが行なわれているのだらうと思つておられます。私どもとしてはさういふ農家の個々の事情を十分考慮して対処をしてほしいといふことを指導方針としておる次第であります。

○農長政府委員 それでは最後に国有農地についてちよつとお伺いしたいと思います。この問題はたくさんございまして、簡単に質問いたしますから、簡単に答えていただきたい、このように思つて

ます。

国有農地の面積は、いまだのくらいあるか、ま

たこの国有農地の実態はどのようなようになっておるか、お聞かせ願いたいと思います。

○中野政府委員 昭和四十四年三月末現在におきまして、国有農地の面積は三千九百九十九ヘクタールでございます。

そしてその実態でございますが、その中で農耕目的で貸し付けておりますのは、千九百九十三ヘクタール、それから転用のために貸し付けておりますのは四百三十六ヘクタール、残りの千五百六十一ヘクタールは現在農耕にも転用にも貸しておりませんで、政府が管理しているものでございます。

○鶴岡委員 次に聞きたいことは、農業上の利用に供されなくなった国有農地は現在どのくらい面積が存在しているか、これをお聞きしたいと思います。

○中野政府委員 ただいま申し上げましたように、転用貸し付け中のものと貸し付けをしておりませんものを合計いたしました千九百九十七ヘクタールでございます。

○鶴岡委員 昭和四十一年の秋に、農林事務次官が、都市周辺における国有農地で農業上の利用に供されなくなったものについては旧地主に支払う旨の発表を行ない、いわゆる世間の大きな反響があったことは、大臣も御承知かと思えます。これについては、佐藤総理みずからこの問題の解決を指示されていると思えますが、いまだにその結論が出ていないように思われます。現在、とられている措置をお伺いしたいと思います。

○中野政府委員 御指摘のように、四十一年の秋に、都市周辺の農地のうちでもはや自作農創設に供しないものにつきましては、旧地主に返還をする、具体的にその転用目的、何に転用するかをはっきりしない場合でも、旧所有者に返還するという政令改正を考えたわけでございますが、いま御指摘のようないろいろな御批判があったために、その政令を改正することは中止をしたわけでございます。

その後、どういうことをやっているかというお

話でございますが、したがって、現行法どおり運用するということになりま。しかし、世論の批判もございましたので、われわれといたしましては、現行法に基づきまして、具体的に、転用事業者が明確になった場合初めて、旧所有者に返すわけでございますが、その返す場合の事業といたしまして、公用、公共用を優先的に取り扱うようにして指示をしております。

それからまた、これをどう扱うかという問題、総理からの検討しろというお話もございましたので、われわれ、学者を集めまして、おとしから去年にかけて研究会を開いて、目下、それを詰めておる段階でございます。

○鶴岡委員 この農地として供されなくなった国有農地は、毎年旧地主に売り渡されているというところを聞いておりますが、ここ数年間の年別売り渡し価格と面積、もしわかりましたら、教えていただきたいと思えます。

○中野政府委員 最近の数年間の売り渡し状況を申し上げますと、二つございまして、一つは、旧所有者に売り払うもの、それから、旧所有者に売り払う必要のない農地も所管をしておりますので、それは事業者に売り払っております。その両方を合計いたしました、昭和四十一年には百五十一・九ヘクタール、四十二年には百三十一・五ヘクタール、四十三年は百十六・九ヘクタール、最近の三年間は以上のような状況になっておりますが、その割合は、旧所有者に売り渡しますものが、大体三分の二を占めております。

○鶴岡委員 四十二年の七月ごろだったと思えますけれども、佐藤総理は、これをデピッコ運動場ですかに利用する旨の考えを明らかにしておりますが、農林大臣はこの発表を貰くつもりであるかどうかお聞きしたいと思います。

○倉石國務大臣 国有農地等を旧所有者に売り払わないで直接公共目的に供出し得る道を開くことにつきましては、ただいま農地局長が申し上げましたように、学識経験者等の意見をも聞きまして検討を重ねてまいりましたところでありま。しかし、

旧所有者に売り払わないこととした場合は、旧所有者に対する補償の問題、過去に売り払いを受けた旧所有者との不均衡の問題等、困難な問題がございます。さらに、この問題に関連いたしました、一昨年以來、旧所有者からの農林大臣を相手とする訴訟が最高裁判所に係属しておりますので、その推移を見た上でこの問題の処理に当たりたいと考えております。

○鶴岡委員 この問題の解決は、農地法とのことでもあると思うが、この点のような解決をはかっているのか。

それから、デピッコ運動場等に使用する場合、農地法を改正しなければならぬと思うが、この点、二点について最後にお伺いしたいと思います。

○中野政府委員 国有農地問題は、ただいま御議論がございましたように、これは特別な措置を要する問題でございます。今回の農地法の改正につきましては、先ほどから御議論がおりますように、構造政策の一環として出しております。大臣が先ほど申し上げられましたような結論が出ました際に、もし法律改正を要すれば、その際にやらなければならないというふうに考えておるわけでございます。

○鶴岡委員 時間もまいりましたので、以上で質問を終わりたいと思えます。国有農地の件については、まだまだお聞きしたいことがございますけれども、時間ですから、これで終わらせていただきます。

○葦野委員長 次回は、明十九日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十四分散会

